

平成30年第6回定例会

鋸南町議会会議録

平成30年12月11日 開会

平成30年12月14日 閉会

鋸南町議会

平成30年第6回鋸南町議会定例会議案一覧表

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第2号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第3号 | 安房郡市広域市町村圏事務組合理約の変更に関する協議について |
| 議案第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 議案第5号 | 平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について |
| 議案第6号 | 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第7号 | 平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 議案第8号 | 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について |
| 議案第9号 | 平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について |

平成30年第6回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号(12月11日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	9
青木 悦子 君	9
田久保浩通 君	19
渡邊 信廣 君	27
三国 幸次 君	43
散会の宣言	52

第2号（12月14日）

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
欠席議員	53
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	53
本会議に職務のため出席した者の職氏名	54
開議の宣言	55
議事日程の報告	55
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
閉会の宣言	74

鋸南町告示第76号

平成30年第6回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年12月 7日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成30年12月11日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成30年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成30年12月11日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問〔4名〕
2番 青木悦子議員
1番 田久保浩通議員
4番 渡邊信廣議員
12番 三国幸次議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田久保浩通君 | 2番 青木悦子君 |
| 3番 笹生久男君 | 4番 渡邊信廣君 |
| 5番 小藤田一幸君 | 6番 緒方猛君 |
| 7番 鈴木辰也君 | 8番 黒川大司君 |
| 9番 伊藤茂明君 | 10番 笹生正己君 |
| 11番 平島孝一郎君 | 12番 三国幸次君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|--------------|
| 町長 白石治和君 | 副町長 内田正司君 |
| 教育長 富永安男君 | 総務企画課長 増田光俊君 |
| 税務住民課長 平野幸男君 | 保健福祉課長 杉田和信君 |
| 地域振興課長 飯田浩君 | 教育課長 福原規生君 |
| 建設水道課長 平嶋隆君 | 会計管理者 寺本幸弘君 |
| 監査委員 柴本健二君 | 総務管理室長 安田隆博君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義 書 記 安 藤 睦

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成30年第6回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

配付漏れなしと認めます。

本日は、区長会から傍聴の申し出があり、許可いたしました。

なお、傍聴席については定員28名の他に12席を用意してあります。

従って、40名までを許可したいと思いますので、御了承願います。

なお、傍聴席の皆様をお願いいたしますが、傍聴規則に従い静粛に傍聴いただくよう
をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小藤田一幸）

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

1番 田久保浩通君、10番 笹生正己君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小藤田一幸）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る12月4日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議
されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求

めます。

議会運営委員会委員長 鈴木辰也君。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

みなさんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る12月4日午前10時から議会運営委員会を開き、平成30年第6回鋸南町議会定例会の会期および日程等について、協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から14日までの4日間とし、日程は御手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案9件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明および諸般の報告を受けたのち、一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日12日、翌13日は、議案調査のため休会とします。

14日は、午後2時から会議を開き、議案第1号から議案第9号までの全議案について、順次上程の上、説明、質疑、討論、採決を願いたいと思います。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、青木悦子君、田久保浩通君、渡邊信廣君、三国幸次君の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から14日までの4日間とし、一般質問については、通告のあった議員は4名。

質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で回数は定めないとのことです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から14日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小藤田一幸）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会の説明要員として、出席を求めた者の職・氏名は別紙報告書により報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可します。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

みなさんおはようございます。

本日、ここに平成30年第6回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、条例の一部改正2件、規約の変更に関する協議1件、人事案件1件、一般会計、国保会計、介護保険会計、鋸南病院、水道会計の各補正予算で9議案であります。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。千葉県人事委員会の勧告に伴い、所定の改正を行うものでございます。職員給料表については、若年層を重点に、平均0.2%の給料表の引き上げ改定、及び勤勉手当を0.05カ月分引上げ改定、宿日直手当を200円引上げ改定するものであります。

議案第2号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。期末手当を0.05カ月分引上げ改定するものであります。

議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について」でございます。安房郡市広域市町村圏事務組合における、共同処理事務に関する規約変更に伴い、関係市町と協議のため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。来年3月31日をもって、1名の人権擁護委員が任期満了となります。つきましては、引き続き人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を聞くため、推薦議案として提出するものでございます。

議案第5号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について」であります。

が、1億1,452万5千円を増額補正し、補正後の総額を40億8,971万9千円にしようとするものであります。

はじめに、歳出の主なものを御説明申し上げます。

各費目にわたる人件費につきましては、給与改定及び職員の人事異動等により、総額では482万6千円の減額をするものであります。

総務費では、道の駅保田小学校に無償リースされている電気自動車の買取取得費に81万円、千葉県議会議員選挙費に144万8千円をお願いいたしました。

民生費では、老人福祉センターの既存建物改修工事に371万6千円、空調設備改修工事に260万円をお願いし、また、障害者自立支援給付費では、国庫への返還金として711万円をお願いいたしました。

衛生費では、君津地域広域廃棄物処理事業に係る平成30年度の町負担金として、98万2千円を計上いたしました。

農林水産業費では、鳥獣被害防止総合対策交付金事業で、侵入防止柵資材補助に1,161万円をお願いし、商工費では、公有財産購入費で、競売による土地購入費の確定により998万円の減額、消防費では、防災行政無線のデジタル戸別受信機購入事業につきましては、事業費の確定により723万8千円の減額をお願いするものであります。

教育費では、小中学校における空調設備設置事業として、併せて9,818万8千円を計上いたしました。

次に、歳入であります。歳出に充当する特定財源以外では、主なものでは、市町村振興宝くじ交付金611万9千円を計上いたしました。

歳入歳出調整後、余剰金4万9千円が生じたので、財政調整基金繰入金を減額いたします。

今補正後の財政調整基金の残高は、12億6,940万円を予定しております。

議案第6号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。9万円を追加し、補正後の総額を11億9,959万4千円にしようとするものでございます。

補正の内容は、給与改定に伴う人件費の増額でございます。

議案第7号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。177万3千円を追加し、補正後の総額を13億1,261万6千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費の121万4千円の増額のほか、給与改定に伴う人件費13万3千円を増額するものであります。

議案第8号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について」であります。収益的収入では、災害復旧工事にかかる県補償金52万6千円を増額し、収益的支出では電柱一時撤去・復旧費に同額を計上したものでございます。

議案第9号「平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。収益的収入では、東京電力の原発事故損害賠償が確定したことによる賠償金12万9千円を増額し、収益的支出では、人件費で給与改定及び人事異動により80万9

千円の増、また修繕費で46万円を増額、資本的支出では委託料確定により10万5千円を減額するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、町内一斉清掃について御報告申し上げます。

去る、12月2日（日曜日）に行われました一斉清掃であります。可燃ゴミやビン・缶等含めまして、約6.8tのゴミが収集されました。

御協力をいただきました関係者の方々、町民の皆様に感謝申し上げます。今後も、この事業を通して官民一体となつての環境美化に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、年末から年始にかけての観光行事につきまして御案内申し上げます。

はじめに、鋸南町の花まつりですが、第1章の「水仙まつり」が12月8日から2月3日までの期間、第2章の「頼朝桜まつり」が2月16日から3月10日までの期間、最終章の「さくらまつり」は3月16日から4月14日までを期間として行われます。

水仙まつりイベントは、1月12日に佐久間ダム公園にて、1月13日には江月水仙広場で行われる予定でございます。

頼朝桜まつりの期間中にはJRによります「頼朝桜ハイキング」も予定されております。また、竹灯籠まつりは、3月2日に保田川権現橋周辺で行われる予定であります。

今年も多くのお客様が、当町を訪れることを期待しております。

次に、消防団出初式について申し上げます。

1月6日（日曜日）午前10時から岩井袋町民運動場を会場に行います。

新年における消防団の晴れ姿を是非、御覧いただきたいと思ひます。

次に、第39回鋸南町農業祭について申し上げます。

1月12日（土曜日）と13日（日曜日）の2日間、農産物の栽培技術や品質の向上、農業の近代化と地域農業の発展を目的に開催いたします。

本年度も、より多くのお客様に鋸南の農業の素晴らしさを知っていただくためにも、会場は、昨年同様に高い集客力を持つ「道の駅保田小学校」で開催いたします。

併せて、友好都市辰野町の「ほたるの里特産品フェア」も開催されますので、多数の御来場をお待ちしております。

次に、健康・福祉まつりについて申し上げます。

「健康まつり」と「社会福祉大会」の合同開催として、11回目となります「鋸南町健康・福祉まつり」を、1月19日（土曜日）中央公民館で開催いたします。

多彩な催しを通じ、町民の皆さんに健康と地域福祉への関心を高めていただきたいと思います。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、恒例の新春マラソン記録会について申し上げます。

1月13日（日曜日）午前10時から鋸南中学校を会場に行います。1km・2km・3km・4kmの各コースを設定しておりますので、個々の体力に応じて参加できます。今回も大勢の参加を期待しております。

次に、成人式について申し上げます。

1月13日（日曜日）午後2時から中央公民館を会場に行います。

今回、79名の方々が成人の仲間入りとなります。

成人式では、記念行事として鋸南中学校吹奏楽部による演奏や、成人者による未来への主張、思い出スライドショーを行う予定であります。

次に、第58回鋸南町青少年健全育成柔剣道大会が、1月27日（日曜日）鋸南中学校を会場に開催されます。

町内外から大勢の小・中学生が訪れます。鋸南町の児童・生徒の活躍を期待しております。

最後に、菱川師宣記念館「特別展」について申し上げます。

1月19日（土曜日）から2月17日（日曜日）まで、特別展「～モダンアートの巨匠～東郷青児展」を開催いたします。

東郷青児の描くモダンでロマンティックな美人画は、今なお根強い人気を博しております。この特別展では、菱川師宣が確立した浮世絵の美人画と、昭和期のモダンな女性美にスポットを当て、移り変わる日本の美を紹介するものであります。

町民の皆さまをはじめ、多くの方々に是非、御観覧いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎2番 青木悦子

○議長（小藤田一幸）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名の諸君から通告がなされておりますので、順次質問を許します。

はじめに、青木悦子君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

[2 番 青木悦子 質問席につく]

○議長（小藤田一幸）

2 番 青木悦子君。

【ベルが鳴る】

○2番（青木悦子）

それでは、よろしくお願ひいたします。

私からは、2つの質問をさせていただきます。

1つ目です。

「町政懇談会の取組を更に効果的に」についてです。

町当局におかれましては、31カ所における町政懇談会、本当にお疲れさまでした。

4年間の総まとめということで、多岐に渡る詳細な説明がなされました。

限られた財政の中、自立を選んだ町として、できる限りの叡智と実行力の成果の現れだと感じているところです。

住民からは、多くの質問なども出され、今後の課題や方向性も見えてきたのではないかと思います。しかし、今後、更に充実させることができるように感じましたので、以下2点について質問させていただきます。

1) 懇談会には将来の鋸南町の担い手である若者が、全くと言っていいほど参加していません。町民である若者にも聞いていただくことが大切だと思います。今後、そういう機会を設けることは考えられないのでしょうか。

2) 町の元気は、町民と行政とが一体となって盛り上げていってこそ、大きな力となって、より成果を上げるものではないかと思っておりますが、懇談会では本来持っている町民力が引き出されていないように感じました。住民参加型のまちづくりをもっと積極的に推進すべきと考えますがいかがでしょうか。

質問の2つ目です。

「公園整備を要望する町民の声をどう反映するか」についてです。

子育て世代の方や孫を持つ祖父母などから、この町には公園がないという声を耳にします。2年前のふるさと子どもアンケートでも、この町に欲しいものとして1番多かったのが「公園」という回答です。これは、小学校5、6年生から中学校3年生までのアンケートでした。子育て支援が充実しているのに、野外遊びの場がないということは大変残念なことです。天気の良い日は外で開放的に遊ぶことが、子どもの成長に大変よい影響を与えることは言うまでもないことです。

町には自然がいっぱいあると言われますが、それで間に合わせる事ができれば、公園という声はあがりません。休日には、他市の公園に家族で出かけて遊ばせるという声も多いです。もし、鋸南町に他市のような公園があれば、逆に訪れてくれることも考えられます。

まずは、少ない予算で整備できそうな旧保田幼稚園の園庭や旧佐久間小学校の校庭の整備、佐久間ダム公園に子ども広場などの設置が考えられないでしょうか。

以上で、私からの質問を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

青木悦子君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

青木悦子議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「町政懇談会の取組を更に効果的に」についてお答えいたします。

本年6月19日から10月30日までの間、町内の各コミュニティセンター、また青年館等をお借りいたしまして、町政懇談会を31ヶ所で開催させていただき、624名の皆様に御参加をいただいたところであります。

前回、平成26年度の586名と比較いたしますと、38名の増加という結果でありました。町の人口減少が続く中で、前回は上回る町民の皆様が参加して下さったことに心より感謝申し上げる次第でございます。

本懇談会は、町民の皆様から直接御意見をお伺いする貴重な機会となりました。今後の町政運営の参考となるものと考えております。

御質問の1点目、「町政懇談会への若者の参加」についての御質問でございますが、議員から若者が全くと言っていいほど参加していませんという御指摘がございました。

懇談会の折、町側としても参加者の年齢構成までは把握をしておりませんでしたのでそのデータが存在する訳ではありません。しかしながら、印象として、若者の参加が少なかったというのは確かに感じております。

議員御指摘のとおり、今後の地域の未来を考える上で、次世代の若者に関心をもって町政に参加をしていただくことこそが、地方自治の課題であるとの思いは、町も同じ考えでございます。現時点で、若者世代向けに今回のような町政懇談会を開催することは考えておりませんが、町政懇談会に参加できなかった住民の皆様や、若者世代にも町政に興味を抱いていただくためにも、資料をホームページに掲載するなど情報提供に努めております。

御質問の2点目、「町民力と住民参加型のまちづくりの推進」についての御質問でございますが、地方自治体の現状は、多様化する住民ニーズを的確に把握し、サービスを提供する必要がある一方、その財政事情は厳しく、人件費の削減や事業の選択と集中など、行財政改革に取り組んでいかなければなりません。つまり、行政の力だけでは自治体運営や住民サービスの向上は難しく、将来のまちづくりの推進を考える上では、自治体と住民との「協働」という意識の広まりは、必要不可欠な要素でございます。

議員の質問にある「町民力」についてでございますが、わが町では「町民一斉清掃」をはじめ、水仙や桜の花観光イベントや佐久間ダムでの「大草刈り」など、色々な場面で多くの町民の皆様力が発揮をされていると考えております。

また、次世代を担う子ども達が参加するイベントにおいても、多くの方に御協力をいただいております。

今後もさらに町が元気になっていくためにも、町民の皆様の力が活用できるような展開を図っていきたくと考えて参ります。

また、住民参加型の自治の拡充を図るため、住民の声を聞く場として、説明会やアンケートの実施、各種委員会への参加など、これまで多くの自治体で一般的に行われてきました。加えて、広報誌やホームページ等を通じて、住民の判断材料となる情報の提供も行われてきた訳であります。

今後は、一歩進んで、「住民の声を聞く」だけではなく「聞いた声を政策に反映させる」ための手法が求められており、一例としてワークショップの開催や、パブリックコメント等が実施されています。町、議会、地域住民が一体となり、アイデア出しから参画、地域の活性化を図っていくことが必要であり、議員の御指摘する「住民参加型のまちづくり」とは、まさにこの点の推進と理解をしております。

今後は、平成31年度から新たな町の指針となる総合計画策定も控えておりますので、今まで以上に「住民参加型のまちづくり」を念頭に、町内の若者世代の意見を積極的に取り込みながら検討していかなければなりません。

2件目の「公園整備を要望する町民の声をどう反映するか」についてお答えいたします。

「子どもの遊び場」として、区が管理している施設は、現在6ヶ所（竜島、保田、大六、内宿、房ヶ谷、奥山）があります。かつて、15ヶ所あった施設も時代とともに、安全面を理由に遊具が撤去され、子ども達の遊びもゲーム機が主流となり、必然的に遊びの場も屋外から屋内へ環境が変わってしまいました。

また、少子化による利用者減少や地域の管理面での負担増なども相まって、施設そのものの維持が困難となり、その半数以上が廃園になっていったという経緯がございます。単に市街地や既存の庭園の一角等に子どもの遊具を設置することが、町民の公園を造って欲しいというニーズに答えられるかという点と簡単に解決できる問題ではないとも考えております。

一方で、平成28年9月に実施をいたしました「ふるさと子どもアンケート」からも、「安心して遊べる公園」の要望があるのも理解しております。いつの時代でも、子ども達が外で遊ぶことは非常に重要であり、公園という遊び場に依存せずとも、町内の自然豊かな環境の中で、工夫しながら遊ぶのも教育的に効果のある学び方ではないかと思っております。

平成29年12月にオープンした公民館の「子育て広場」には、町内だけにとどまらず、他地域からも多くの就学前の親子が集まり利用しておりますが、室内のみならず公園の設置の御意見もあるようであります。

現状のお答えとしましては、学校や幼稚園の開放など教育施設との連携、佐久間ダムなど既存施設への遊具等の機能の付加、旧幼稚園・旧佐久間小学校などの空き公共施設の活用などに関し、子育て世代の皆様へのヒアリング等を行いながら、アイデアを出し合い、共に今一度、町内の公園機能の有り方について、再検討が必要との認識であります。

以上で、青木悦子議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小藤田一幸）

青木悦子君、再質問はありますか。

はい、青木悦子君。

○2番（青木悦子）

答弁ありがとうございました。

若者への情報提供ということで、ホームページに載せるなどのお話がありました。

しかしながら、多くの住民が、若者を含め多くの住民がそれを目にするとは思えません。戦略的には甘いと感じます。できるだけ多くの町民が町政に関心を持つような情報提供を考えていただければと思います。

鋸南町だけの問題ではないですけれども、私達、大人の責任の大変大きい中で、若者が参加しない理由として、町ではどのようなことが考えられるのでしょうか。

感じたところで、例えば一斉清掃とかありますけれども、春の一斉清掃の時は、親子で子ども達が一斉清掃に参加している姿を見ました。これは、学校、教育委員会、分かりませんが、そういう声掛けをして親子で参加するということがなされたのかなと思って、本当にうれしく思いました。それは感想なんですけれども。

質問は、もっともっと若者が参加しない理由ですね、色々なそういう説明会とか行事とかを含めてどのようなことが考えられるのでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、増田光俊総務企画課長。

○総務企画課長（増田光俊）

若者が参加をしない理由についてという御質問に答弁をいたします。

今回の通告に関しまして、町政懇談会の開催について答弁をさせていただきます。

町政懇談会につきましては、各区単位で開催をさせていただきまして、一部地区においては、部落単位での開催もございました。そのようなことで、前回の開催よりも回数を増やしまして、町長の答弁にございましたように、参加者の人数も増えたというところでございます。

またその際、実際に開催にあたりましては、会場の手配及び区民の方々への案内につきましては、区長さんに御協力いただきまして、各戸にチラシ等回覧方式で実施したところでございます。

その結果といたしまして、議員の御指摘のとおり、若者の参加者が少なかったということにつきましては、一つには、若者世代の方に情報が伝わりづらかったのではないかという面があるかと思えます。

この件につきましては、今後の課題といたしまして、受け止め、また今後このような開催がある際には、多くの若者の皆様にも参加をいただけるようなことを念頭に入れまして、情報の提供方法など、そちらを工夫いたしまして、今後企画をしていきたいと考えております。

また、ホームページのことについても、御質問で触れておりましたけれども、ホーム

ページにつきましては、確かに資料をですね、閲覧いただいてもですね、具体的な中身までは、なかなか情報が伝達できないという面があるとは思っております。しかし、ホームページでございますので、町民の方々以外にもですね、町内外の方々にですね、閲覧される場面もございますので、様々な効果があるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

情報の提供に、また色々考えて実施していただければと思います。

若者が見やすいようなとか、興味を持つような情報提供ということでよろしく願いいたします。

引き続き、現状説明がなされた訳ですけれども、この素晴らしい現状をですね、引き継いでいくのは、将来を担う世代の町民に理解していただくことが、町の繁栄に寄与されていくと考えます。いかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田君。

○総務企画課長（増田光俊）

議員の御指摘の通りだと思います。少子高齢化問題、または人口減少対策など町の課題や将来に向けた施策の取り組みなど、その状況についてですね、次の世代を担う若者の世代に御理解をいただいて、また様々な意見や御提案をいただいて今後の町の施策に反映できればと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

よろしく願いいたします。

引き続きですね、ちょっと演説みたいになっちゃうんですけども、重要なのは、町に関心を持ってもらうことだと思います。若者世代に。町の活性化のために進めてきた施策がより充実して成果を上げるには、若者の力が大きく影響してくると思うし、今後に繋がると思います。

提案です。例えば、保田小学校のイベントを若い世代に募集し、企画運営をしてもらったり、子育て広場での夏休みのイベントを企画してもらったりなど、日頃から実施することによって、この町への理解、若者世代への理解が深まり主体的に、この町をなんとかしなくちゃいけないとか、この町を元気にしようとか、そういう若者世代に主体的に町に関わる意識が生まれるのではないかと思います。

日光市の例ですけれども、NHKで放送されたことがインターネットに載ったいたので、簡単に紹介させていただきます。

若者の力で活性化をということなんですけれども、若者を繋ぎ止めようと、住民グル

ープと行政が協力して、新たな地域活性化に乗り出し、若者に地元への関心を持ってもらうことが必要だと考えた住民は、空き店舗などを利用して様々なイベントを実施しました。高校生とその世代が、どうPRすれば来てくれるのか分からない、ただその世代と繋がっていかないと町づくりが衰退して行く、自治体も若者の力を活かした取り組みをしてきました。高校生と大学生が運営に関わる映画祭を開催し、新たな町の魅力に取り組みました。というほんの一例です。このように、若者の力で活性化を考えているところもありますが、いかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただいま議員の方から、一つの例として、日光市のことにつきまして、御提案をいただいたところと存じますが、若い世代の方がどのような形でイベントに関わっていたか、議員の御提案につきまして、イベントを主催する側の様々な状況等もあるかと思えますけれども、こちらについても、今後検討して参りたいと思えます。

○議長（小藤田一幸）

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

町政懇談会は、現状や結果報告と言えるものです。本当によくやって来られたとしか言いようがありません。

また、いかいに人を呼び込むかという観光施策が、かなりの達成度で報告されました。本当によくここまでやりきったという感想です。

しかし、そこに住民がどのように介入、介入すれば町おこしの役に立つのかがメッセージとして伝わらないのが残念と感じましたが、いかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

町政懇談会の中では、パワーポイントを使いまして、資料をスクリーンに映し出しまして「竹灯籠祭り」「ジビエBBQ大会」や、また「頼朝まつり」などのそういったイベントであったりですね、あと「まちづくり支援事業補助金」について、そういった制度などについてもですね、紹介をさせていただきました。

このような地域活性化に対する地域の住民や、また、町の施策の取り組みの状況については、スクリーンの方を御覧いただいて、ある程度御理解いただけたのではないかと感じております。

そのような認識をいただいた中で、今後、更に多くの住民の皆様には色々なイベントに参加をいただければと考えている所でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

是非ですね、今までやられた色々な観光施設、色々ありますけれども、そういうものに対してもっともっと住民が関心を持って、一緒に町おこしできるような、そういう雰囲気醸成していただけたらもっと効果的だったんじゃないかなと感じました。

要望です。18歳からの選挙権を考え、主権者の意識を育てることは、町としても必須の施策要綱ではないかと考えます。これからあらゆる場面で、このことを念頭に置いて、推進していただきたいと思います。要するに、私の考える町おこしの主権者教育と言うか、町に関心を持ってこそ、初めて主権者の意識が育つのではないかなと感じているので、これをお願いしたいと思います。

二つ目の要望ですが、町民が町の課題を共有し、協働で、協力して働く協働ですね、協働で主体的に関われる行政のあり方をもう一度模索し、町民が真の主人公になることが本来の町民力だと思います。「佐久間ダムファンクラブ」や保田の「竹灯籠まつり」の組織などは、正に住民力だと感じています。そういう組織の成り立ちなどを参考に是非、底力のある官民一体、子どもから大人、皆で町づくりを目指す住民参加型施策をお願いいたします。

引き続き、二つ目の質問についての再質問です。

まず、公園という言葉で一般質問させていただきましたけれども、公園という言葉の括りでは、非常に法的にとか、困難な縛りがあるということが分かりましたので、町としては、多目的広場のような理解で進めていただければと考えましたので、その辺の御理解をお願いいたします。

まず、一つ目の公園に対する質問ですが、何十人もに聞いた訳ではありません。この町には、多目的広場がないので、家族で町外に出かけることが多いという声をどう捉えるでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

近隣の他の市にあるで、管理している広場や公園を利用される方がいらっしゃるということでございますけれども、現状での対応につきましては、町長答弁のとおりになりますけれども、教育施設の開放であったり、佐久間ダム、またその他の空き公共施設の利活用といったことで対応をして参りたいと考えておりますが、今後でもですね、子育て世代の皆様の声です、聞きながら住民の要望、ニーズ、そういったものを把握して参りまして、今後、対応について取り組んで参りたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

アンケート等で、公園が欲しいという声等もありますので、やはり学校の校庭だけでは、なかなか上手く子ども達が利用できない、親達が利用しきれないというところをしっかりと考慮に入れて考えていただければと思います。

引き続き、答弁の中にですね、ゲーム機での遊びが多くなったから公園で遊ぶことがなくなった、だから要らないだろうという考え方は、ちょっと違うのではないかなという、そういうゲーム機で遊ぶことを良しとしているという感じがあったのですけれども、子ども達にとってですね、ゲームよりそれ以上に魅力のある広場の設置とか、外遊びの有意性、外遊びが良いよという、そういうですね、推進する必要があると思いますが、現状維持とは思いません。いかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

最近におきましては、外で鬼ごっことか、かくれんぼとか、そういった広場での遊びの、子ども達が遊ぶ光景がですね、最近少なくなっているように感じる訳でございます。

その要因でございますけれども、一つには、近所に住む子ども達の数が少なくなってしまったことよって、集団での遊びが減って、そこでゲーム機での遊びが多くなっているのではないかと、といったことが考えられたところでございます。

しかし、本町はですね、海・山そういった自然に恵まれた地域でございます。子ども達が自然の中で遊ぶ機会も大変少なくなっている訳でございますけれども、今後できればですね、自然の中での遊び、そういったものをですね、教えるようなプログラム、そういったことを検討していきながらですね、子ども達に外遊びでの楽しさ、それを知っていただいて、鋸南町のふるさととしてですね、感じてもらえるようにですね、そのような努力もして参りたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

公園が欲しいと言っているよ、という声を発すると、この町には、海も山もあり、自然がいっぱいあるんだよという声を聞く訳です。町長以外にも。ですが、そのままの海や山があると言われても、子ども達はどこに行って、何を遊んで良いのか、この山で遊んで良いのか、この海でこんなことをやって良いのか、そういう経験が積まれていない訳です。ですので、今、課長の方からありました、そういう遊び方イベント等というお話がありました。是非、そういう形をとって、子ども達が自然の中で遊べるような体制も整えていただければと思いますが、教育委員会としては、いかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

外遊びの推進ということで質問がございました。非常にですね、良いことだと思っております。

教育委員会で今、実施していますですね、放課後子ども教室、平日の放課後とあと土曜の午前中ですか、そういうパターンがございまして、海で遊んだことがないと、そういうお話もありました。確かにですね、昨年ですね、学校から海岸まで歩いて、ごみを

拾いながら歩いて行って、海で遊ぼうという、そういう企画もありました。子ども達は、そこで泳いだことがあるかいと聞いたら、ないと言ったそうです。

そのようにですね、近くに素晴らしい環境がありながら、それに触れていないというのが現状であります。

これはですね、昔は自分達で学んで、そこで遊んでいた訳ですが、今なかなかそういう機会がないということで、できれば親御さんから伝えていただければ1番良いのかなと、そうでない場合もありますので、教育委員会としてもですね、色々ですね、放課後子ども教室であったりですね、子ども会の活動、青少年相談員の皆さんの活動の中でですね、外遊びの方は実践しておりますので、今後もですね、色々充実した活動を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

私が知らなかったことを、今お話ししていただいて、教育委員会も努力されているということが分かりました。

今後、親子で一緒に遊ぶとか、そういうことをすることによって家族でもそういう自然の中に出かけて、遊ぶことができるようになるのではないかと思いますので、その辺をまたよろしく願いいたします。

要望です。子育て世代だけではなく、高齢者も共に集える場所などがあれば、地域のコミュニティも活性化し、親だけでは教えきれない地域の教育力などもそこで、お助け合いなどができたり、教え合いができたり、そういうことも考えられるのではないでしようか。

公園というと、まず、劣化して事故につながったりとか、事故があれば全面的に町の責任になるとか、そういうことも私も理解できます。

しかし、こういうことを実践している所があります。横浜市の金沢区には、うさぎ山プレイパークというのがあるそうです。プレイパークとは、デンマークが発祥の地で、危険な遊びも含めて子どもが、自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした冒険の公園があるそうです。この資料を使った時に、住民参加型とか、そういう色々な事例が出ている中の一つです。

付け加えて言いますと、このプレイパークに、住民力でうさ吉小屋という休憩所が欲しいと、なかなかその公園に休憩所を建てるのは、大変条例的に難しいことがあったようですが、住民と自治体で、その条例を作り変えて、こういうものが実現しているという例です。

このような事例も沢山ありますので、そういう事例を参考にですね、前向きに検討していただいて、できるだけ住民の声を反映させていけるようよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小藤田一幸）

以上で、青木悦子君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。再開は午前11時10分からといたします。

…………… 休憩・ 午前11時01分 ……………

…………… 再開・ 午前11時11分 ……………

◎一般質問

◎1番 田久保浩通

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

田久保浩通君の質問を許します。

1番 田久保浩通君。

【ベルが鳴る】

○1番（田久保浩通）

私からは、「旧佐久間小体育館耐震化改修について、今後どう取り組んでいくか」について質問させていただきます。

今年は振り返ってみますと、特にこの夏は色々な災害が集中して起こりました。

6月18日大阪北部で発生した地震は、人口が密集する都市の直下型地震でした。一部損壊を含めると住宅被害は、約4万棟を超える甚大な被害をもたらし、犠牲者も沢山出ました。家屋が密集する地域の弱さを露呈し、ブロック塀の防災上の課題も明らかになりました。

7月西日本を襲った連日の豪雨は、激甚災害に指定され、多くの住民が長い時間避難生活を余儀なくされました。

8月下旬には、西太平洋で発生した台風21号、これは強烈な風台風で、9月4日徳島県に上陸し、進路となった四国、関西地方を中心に大きな被害をもたらしました。

その数日後には、北海道胆振地方東部で最大震度7の大きな地震が発生し、山の傾斜が崩れるなど多くの犠牲を出しました。

私達が住むこの国が災害大国であるということを改めて思い知らされました。

さて、町の広域避難場所として、7箇所が指定されていますが、その中の1つ、旧佐久間小体育館は耐震基準を満たしていないとのこと。

町は、耐震補強改修を計画し、9月議会では次年度以降取り組んでいくと回答していますが、町の財政推計の説明では、32年度で改修を計画しているとのことでした。

町の広域避難場所として指定している以上、体育館の耐震補強改修を早急に進めることが、喫緊の課題と考えますが、町は今後、旧佐久間小体育館の耐震化改修に向け、ど

のような事業計画を立てていますか。具体的な計画案を示していただきたい。

また、各地域で開催された町政懇談会での町長の説明の中で、町長は、旧佐久間小の今後の有効利用の必要性について、熱く語っていました。今後の佐久間地区の活性化にもつながると思いますが、具体的な構想を伺いたい。

以上、2点について町長の答弁を求めます。

○議長（小藤田一幸）

田久保浩通君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

田久保浩通議員の一般質問に答弁いたします。

「旧佐久間小体育館耐震改修について、今後どう取り組んでいくか」についてお答えいたします。

「町は今後に向け、どのような事業計画を立てているのか、具体的な計画案を示して欲しい」についてであります。旧佐久間小学校体育館は、平成28年度に耐震診断を実施しておりますが、総合的な耐震診断結果として、「本建物は倒壊の危険性があるので、補強が必要である」との報告を受けております。

旧佐久間小学校は、広域避難場所に指定されておりますので、当初は、体育館を避難所として、緊急防災・減災事業債を財源として耐震補強工事を行い、引き続き避難所として活用を計画しておりましたが、対象となる事業債は、あくまでも耐震のための補強工事のみであり、老朽化した屋根や床、トイレ等の改修は対象にならないということでしたので、耐震補強工事を行っても、避難時における良好な生活環境の確保や、他の用途としての活用も難しくなってしまう恐れがございます。

施設改修については、大きな財政負担を伴うことから、財源についても検討しておりますが、現在、財源として考えておりますのは、過疎対策事業債を活用したいと考えております。

過疎対策事業債は、議員御存知の通り、大変有利な地方債であり、用途も、過疎法第12条第1項及び第2項並びに同法施行令第6条に定められた施設となりますが、他の地方債に比べますと、対象となる施設についても、範囲が広く、地域の個性を生かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視するとされております。

有事の際、避難所としての利用だけではなく、過疎対策の一環となるような、多目的に活用できる施設として、また、敷地内には、バーベキュー施設、近隣には笑楽の湯などの施設もあることから、点の整備ではなく線でつながることにより、広がりができ、地域活性化に寄与するような施設になるよう検討を進めておりますが、どの様な施設が良いかは、まだ、結論が出ておりません。

避難所は、人命に係る施設であることから早急な対応が必要なことは十分認識しておりますが、実施時期については、財政状況等を見ながら総合的に判断しなければなりません。

「今後の佐久間地区の活性化(経済活動・交流活動)にもつながると思う。具体的な構想を伺いたい」についてであります。旧佐久間小学校は、平成30年度から、一部バーベキュー施設として利用がされ、通常、年2回は自衛隊空挺レンジャー訓練の宿营地としても使用されており、今後の施設改修により更なる新しい人の流れを生み出す施設として期待しております。

また、佐久間地区の中心的な施設である旧佐久間小学校の新たな活用方法は大変重要なことであり、議員がおっしゃる通り、今後の佐久間地区の活性化にも繋がっていくものと考えており、どの様な構想を持って整備を進めていくか、慎重に見極めていく必要がございます。

平成28年度から地方創生推進交付金を活用いたしまして、「廃校利用を核とした生涯活躍のまちづくり業務委託」を行いまして、基本調査、実施計画策定業務を行っております。その中には、公共施設再生プランとして、笑楽の湯を含めた旧佐久間小学校エリアに関するアイデアとして、6次産業化とアウトドアレジャー施設が提案されており、ジビエの加工場、キャンプエリア、自然体験学習、小学校と笑楽の湯を結ぶ「せせらぎの道」などがアイデアとして出されております。佐久間地区には豊かな自然が満ち溢れております。このアイデアにあるように、1次産業の農業が盛んな地域であることから農業体験などができ、そこで採れた野菜などを同じ敷地にございますバーベキュー施設で食べていただき、笑楽の湯に入浴してもらう様な、体験型施設のような案も検討しております。

今後、今年度、5大学と連携し、域学連携研究委託を実施してございまして、町の抱えている課題の1つとして、この旧佐久間小学校エリアも研究テーマとなっておりますので、新たな切り口のアイデアが出てくると思ひます。

あくまで、委託事業や大学の研究成果については、アイデアでございますので、このアイデアをたたき台に、佐久間地区の住民の方々地域でどういったことに取り組みたいかといった意見もいただきながら、時間をかけて慎重に、より良い計画を立て地域振興のために取り組んで参りたいと考えてございます。

以上で、田久保浩通議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小藤田一幸）

田久保浩通君、再質問はありますか。

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

町長の答弁の確認ですが、旧佐久間小の体育館改修は、単なる避難場所としての改修をするだけではなく、過疎対策の一環となるような多目的施設、地域活性化に寄与するような施設の検討を進めて、利用目的を決定した上で実施するということですか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただいまの議員の御質問の通りでございます。

○議長（小藤田一幸）

1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

避難所は、人命に関わる施設であることから早急な対策が必要としながらも、時期については、財政状況等を見ながら総合的に判断するとの答弁です。

財政推計の説明の際には、32年度に改修を予定しているとのことであったように記憶しておりますが、いかがですか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただいまの議員の御質問の通り、11月27日に開催をいたしました議員全員協議会におきまして、財政推計を御説明いたしました。

その中の御質問の中で、平成32年度実施分の普通建設事業費の中にですね、旧佐久間小体育館の耐震改修事業を盛り込んでございます。そのため、32年度の普通建設事業費の総額が約6億1千万、またその翌年の33年度の同事業費総額は3億7千万と、32年度に多額の支出を見込んだ推計となっております。

財政推計ということで御説明いたしましたけれども、先ほどの町長答弁の通りですね、今後の事業の進捗状況によりましては、実施年度が修正されるということもございしますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

確かに財政の面が重要であるということは最もであり、理解しております。単なる避難所として改修したのでは、ランニングコストがかかるばかりで発展的とは言えません。

しかし、災害はいつ起こるか分かりません。人命に関わる施設ですので、一刻も早い改修が最善ではないかと考えますが、いかがでしょう。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

先ほどの答弁と重複して参りますが、旧佐久間小学校の体育館につきましては、多目的な利用の計画を立てていくことが、多目的な利用が見込めるような計画案をですね、策定を進めていくことが前提となって参りますので、建設年度につきましては、計画の進捗、また財政状況、それらを勘案しながら検討して参りたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

今現在、広域避難所として旧佐久間小、特に体育館は屋内避難所としては、使用はできないと考えます。大規模地震発生が憂慮されている今、家屋が倒壊、もしくはその恐

れがあった場合、佐久間地区に住む住民達は、どこに避難すればいいのでしょうか。緊急避難場所を検討していますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

旧佐久間小学校は地域防災計画上、佐久間地区全域の広域避難場所でございます。また、避難者を収容する避難所でもございます。しかし、昭和52年に建築をされた建物でありまして、約40年が経過をしております。町長答弁ありましたように、平成28年度で実施した耐震診断では、倒壊の危険があり補強が必要との診断結果が示されている所でございます。

そのような中、地域防災の計画上におきまして、佐久間地域におきましては、他に奥山公民館・大崩公民館も旧佐久間小体育館と同様に避難所として、指定しているところでございます。

万一、大規模の地震が発生をいたしまして、旧佐久間小学校の体育館が、避難所として利用ができない場合についてございますが、代替え案といたしましては、これも地域防災計画に指定をしているところでございますが、5ヶ所を指定しているところでございます。役場本庁、足立区鋸南自然の家、葛飾区立保田しおさい学校、東京都勝山学園、城西大学鋸南セミナーハウスの以上5ヶ所を代替え施設として指定をしております。

また、この他あらかじめ指定している施設以外であっても、地域内におけるコミュニティセンターなどを避難所として開設が可能な施設であれば、それらにつきましても、臨機応変に緊急に開設をすることもございます。

また、その他にも地域内において住民の皆様が自主的に避難所を開設する場合も十分考えられると考えております。従いまして、旧佐久間小体育館の改修前に、震災等により、災害が発生した場合にはですね、その時点での状況判断ということになりますけれども、より安全な方法で佐久間地域に避難所を開設していくことが求められていると考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

災害に関しては、いつ何処で起こってもおかしくない状況にあります。有事の際、色々な形で検討しておかないと、何かあった時には手遅れになってしまう場合があります。

特に佐久間地区は、高齢化も進んでおりますし、足がないという方もかなりいると思いますので、細かい計画をこれから是非、立てていただいて、また収容人数の問題等もあると思います。施設によっては、その辺も十分考えていただいて、周知徹底していただければと思っております。

旧佐久間小には、備蓄倉庫があります。有事の際の備蓄品の利用方法や、急遽設けた緊急避難場所への輸送方法など検討されているのか。

また、有事の際には、町職員だけでは、手が回らないはずで。共助、周囲の力が必

要だと思われます。住民を交えての有事の際の対応を考える必要があると思いますが、検討されていますでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

それではお答えいたします。大地震の発生に備えまして、町では地域防災計画の他にも、職員の初動マニュアルであったり、職員の行動計画等を作成いたしまして、それらの対応について予め定めている所でございます。

町に甚大な災害が発生し、または発生する恐れが生じた場合は、町長を中心とする災害対策本部の設置をし、その応急対策にあたることとなります。

地震の発生直後でございますら、まず津波の有無を確認いたしまして、津波からの避難を最優先する必要があります。また、避難所を開設する場合は、担当職員を予め指定をしているところでございます。

また、災害対策本部では、総務部・救助部・建設部・議会部といった4つの部の組織系統が組み立て、情報収集や応急対策にあたることとしております。

その中で、避難所班につきましては、教育委員会の受け持ちとなっており、そこで収容者に対します物資の運搬であったり、炊き出しの業務など担当することとなります。

また、備蓄倉庫につきましては、避難所に近い場所に設置をしておりますが、水や食料品、毛布などをストックしているところでございます。

避難所班の職員が、必要なところへ運搬をするということを想定しておりますけれども、大災害となった場合はですね、道路状況の問題であったり、また職員がですね、参集できるかどうかといったような問題もございます。そのようなことで、迅速な対応が困難な状況が発生することも予想されるところでございます。このような想定外の状況も起こり得ますので、場合によっては他の様々な機関に応援を要請するようなことも必要となります。

また、避難所開設する際には、直ちに職員を派遣し、避難者の受け入れにあたる訳でございますが、その後、避難所の管理運営体制となりますと、避難者の方々が自主的な管理・運営をしていただくこととなっております。つまり避難住民の方々の中からも、炊き出しや物資の搬入といった役割を担っていただいて、避難所に配置された町の職員は、避難所管理・運営を支援していき、また避難所と災害対策本部との連絡調整を行います。

従いまして、避難住民の皆さんや地域住民の皆様の協力をいただきながら、応急避難活動を行っていくということとなります。行政だけの力では困難でございますので、自助、共助、そして公助、それぞれが互いに支え合っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

ありがとうございます。いずれにしても、大災害を想定して迅速な対応をとということになりますが、あくまでもそこには、避難する住民の方々も沢山出てくると思います。当然、住民を交えてどうしたら良いのかということは、あらかじめ色んな形で対応していった方が良くと思いますので、是非、そういう機会を作って迅速な対応ができるようをお願いしたいと思います。

2点目の質問に移らせていただきます。

公共再生プランとして、6次産業化とアウトドアレジャー施設が提案され、ジビエ加工場、キャンプエリア、自然探検学習など色々アイデアがあるようですが、もう少し詳しく分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

それではお答えいたします。今年の3月8日に行われました全員協議会の中で、地方創生推進交付金関連事業の報告をいたしまして、その中で「廃校を核とした生涯活躍のまちづくり実施計画策定業務」の中間報告ということで御報告をさせていただきました。

その中に、佐久間小学校の活用のアイデアとして旧佐久間小エリアの活用案が示されております。そのアイデアを基に、業務委託の成果として提案があったアイデアが、町長の答弁にもございました6次産業化の拠点となるアウトドアレジャー施設でございます。

それらについて御説明いたしますが、ジビエの加工場は、現在の校舎棟の一部を減築し、屋根だけにすることで半屋外空間として、農業体験で収穫した野菜などの調理などにも使用をいたします。キャンプエリアは、プール跡地をグランピングのできるキャンプエリアとし、自然体験学習は、近隣の休耕田の活用による体験学習、またせせらぎの道は、佐久間川沿いに旧佐久間小学校と笑楽の湯を結ぶことによって安らぎの場所となるとされております。他には、校舎棟をドミトリー、ドミトリーと申しますと、大部屋で二段ベッドなどを置きましたユースホステルのような宿泊施設でございますが、そういった案が出ておりますが、これはあくまで、提案のあったアイデアというところでございます。

委託業務の中でワークショップ等を行った際の意見といたしましては、「町内だけでなく、外部から訪れる人もターゲットに両者が融合する」ような空間、機能の要求が多かったと聞いておりますので、今後の計画を進めるにあたりまして、参考にして参りたいと考えているところでございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

今の説明では、実現可能なプランも十分考えられると思いますので、是非、早急に進めていただきたいなと思います。

その後ですね、5大学の連携として、域学連携研究委託を実施しているとのことですが、年度途中でまだアイデアがまとまっていないかもしれませんが、出てきた新しいアイデアがもしあれば紹介いただけないでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

今年度から法政大学大学院建築部都市再生研究所、こちらを委託先といたしまして、5つの大学と連携いたしまして、町の課題等の解決に向けて取り組んでいるところでございます。

域学連携につきましては、補足をいたしますと、大学生と大学教員が地域の現場に入りまして、地域の住民やNPOなどと共に、地域の課題解決又は地域づくり、これに継続的に取り組んで、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動のことでございます。

本町におきましては、廃校になった保田小学校を改修し、道の駅にするという2013年から5大学の学生が関わりを持っていただいているところでございます。

先ほど、町長の答弁にもございましたが、鋸南町の抱える課題の中で、今年度は5つの課題をテーマに研究委託をしております、その中の1つが旧佐久間小学校の利活用でございます。

町からも何度か大学の方に出向きまして、町側の要望や、佐久間地区の他の施設の連携などを伝えております。大学側からも、教授や学生が鋸南町へ何度か足を運んでいただいて、現地調査などを行っております、計画にどのように反映をさせていくか研究をしているところでございます。

11月に都内大学に伺った際には、まだ、明確な図面のようなものは出来ていない状況でございました。年が明けまして、2月の中旬ごろに域学連携の報告会の開催を予定しております、その成果については、取り組み成果として挙がってくると思われませんが、この旧佐久間小エリアについては、大きな計画となるところでございます。域学連携は単年度ではなく、継続して研究委託を行なって参りたいと考えておりますので、取り組み成果の状況によっては、時間をかけて対応して参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

よく分かりました。大いに今後、期待したいと思っております。

今年の5月に、旧佐久間小にバーベキューハウスがオープンしました。このバーベキューハウスは、使い勝手が良く、大変好評だと聞いております。

私の記憶では、計画の説明があつてから約1年足らずで完成したように思われます。早急な解体が迫られ、町長はじめ担当職員の英知が結集した結果ではないでしょうか。

バーベキューハウス同様、旧佐久間小の耐震改修もアイデアをとりまとめ、利用方法

を早急に決定し、是非、前に進んでいただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

これまでの答弁でさせていただきましたけれども、域学連携の成果等も見ながらですね、次年度以降、計画作りに取り組んで参りまして、より良い施設の改修に向けて努力して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

災害は待つてはくれません。一刻も早い耐震改修がなされることを要望いたしまして一般質問に代えさせていただきます。

○議長（小藤田一幸）

以上で、田久保浩通君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。再開は午後1時30分からとします。

なお、町から新採用の「地域おこし協力隊」の紹介をしたいとの申し出がございましたので、午後1時20分までに委員会室にお集まり願います。

以上です。

…………… 休憩・ 午前 11時45分 ……………
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

◎一般質問

◎4番 渡邊信廣

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて、会議を再開します。

渡邊信廣君の一般質問を許します。

4番 渡邊信廣君。

【ベルが鳴る】

○4番（渡邊信廣）

それでは、私からは1件、「農業政策（耕作放棄地対策）について」質問をさせていただきます。

我が町にとって農業は重要な基幹産業の一つであります。しかし、全国的に見ても農業経営については、非常に厳しい状況にあるとこのように思っております。特に当町においては、高齢化や担い手・後継者不足はもちろん、有害獣による被害や中山間地域で

あることから、余分な作業も多く省力化の困難な地域であり、年々耕作放棄地が増加しているように思います。中には基盤整備箇所一帯が耕作放棄地化している所も出てきております。町の調査結果によれば、20年前との農地の比較では195ha、東京ドーム41個というようなことも言われておりますけれども、このように農地が減少しているとのことであり、既に山林化しているところもございます。

町では、佐久間地区活性化推進協議会の立ち上げや地域農業の将来に関するアンケート調査、また農業を考える印刷物の配布など深刻な農業に対し取り組んでおりますが、鋸南町の将来を見据えた、更なる早急な対策が必要だと考えております。

そこで4点質問をさせていただきます。

- 1点目、耕作放棄地の現状について
- 2点目、農地所有者に対し実施したアンケート結果について
- 3点目、佐久間地区活性化推進協議会の進捗状況について
- 4点目、今後の農業施策について

以上4点について質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

渡邊信廣君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁いたします。

「農業政策（耕作放棄地対策）について」お答えいたします。

御質問の1点目、「耕作放棄地の現状について」であります。農地の確認は、平成21年12月の農地法改正から農業委員会は毎年1回、町内の農地を調査し、農地の利用が適正に管理されているかを確認することとなっております。

調査結果に基づき、荒廃農地の所有者に、本人が耕作するかを含めた利用意向を確認することとされました。その他には、市町村と農業委員会が共同で管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を実施しているところであります。

これによりまして、町内の農地で荒廃している場所を明らかにし、その状況を国が公表する仕組みとなっております。この荒廃農地は、大きく別けて2つに分類されます。「再生利用が可能な農地」と「再生利用が困難と見込まれる農地」となります。

平成29年度に実施した調査結果によれば、町内の農地、約768haのうち、「再生利用が可能」な農地は約83haで、「再生利用が困難と見込まれる農地」は約112ha、合計で195haが荒廃農地と判定されました。これは東京ドーム約41個分に相当する訳であります。また、荒廃農地の分布を見ますと、中山間地域が9割を占めており、耕作条件が不利な地域に集中しております。

荒廃農地となっていく主な理由は、担い手不足、中山間地域にある条件不利地、非農家への相続、有害鳥獣の被害による生産意欲の低下が主となっております。

平成27年度の農林業センサスの概要を見ますと、町内の農家戸数の総数は276戸で、20年前と比べ約63%も減少し、経営耕地面積も約45%減少しており、担い手不足が顕著となっております。今後も荒廃農地は増加していくものと予測されます。

対策の一つとして、平成27年9月の農業委員会法改正により、農業委員会組織の見直しが行われ、農地利用最適化推進員が新たに活動する事となり、現地指導が始まったところであります。

町としても、農業委員会や農業関連団体と連携しながら所有者の意向を踏まえ、農地の所有者と調整をしていきたいと考えております。

御質問の2点目、「農地所有者に対し実施をしたアンケート結果について」であります。町では、農業政策を推進する上で、地域の実状を把握する必要があると考えているところでございます。

今年10月に、農家組合に加入している方や町内に農地を所有している町内在住の方、約900名を対象にアンケートを実施しました。

アンケートの内容は、現状の農業に対する問題、農機具の保有状況、後継者の有無、農業経営の在り方、農地に対する意向と多岐に渡るものとなっております。

アンケートに協力していただいた方は、全体の約6割でございました。アンケートの結果は現在、集計中ではありますが、「後継者がいない」、「有害鳥獣の被害が多い」、「機械の維持費が大きい」などの回答が多く見受けられました。その他に、「先祖代々引き継いだ農地を他人に渡す事に抵抗がある」、「町に農地を寄付したい」との意見もあります。

農地法では、町は農地を所有する事が出来ません。農地は「農地を適正に管理する者」にしか売却や貸し借りは認められません。このような制約があるため、「売りたいでも売れない」、「貸したいでも貸せない」という現状から農地を所有している事が負担と考える方が多くなってきていると考えられます。

今後は、集計結果をもとに、各集落・地域が抱えている「人と農地の問題を明らかにし、農家の方々との話し合いの中で解決に向けた計画」を作る必要があると考えています。集落・地域において、今後の中心となる経営体は誰か、将来の農業の有り方、農地の借り手と出し手の意向を話し合い、5年後10年後の農業の未来の設計図と呼ばれる「人・農地プラン」を各地区で策定したいと考えているところであります。

御質問の3点目、「佐久間地区活性化推進協議会の進捗状況について」であります。佐久間地区活性化推進協議会は、発足して3年目を迎えました。

町も事務局として参画し、佐久間地域の方々と共に、地域の活性化について活動している状況です。

当初の取り組みテーマを、「農山漁村における農林水産物の販売・加工」、「農山漁村への定住促進」、「農山漁村の地域提案型活動」の3つの取り組みとしてスタートいたしました。どの取り組みも地域にとって重要な課題であると感じておりますが、協議会の中で、佐久間地区の活性化には農業が元気になることが重要であり、農業全体の維持を考えていかなければ、根本的な解決は難しいのではないかと意見が出され、維持していくためには共同で農作業を行う、集落営農方式の導入が重要との認識で検討が始まりま

した。

地域が共に支えあって持続可能な農業を行える取り組みは、高齢化や担い手不足、獣害被害など厳しい環境にある当町の農業においても重要な取り組みと考えております。

町でも過去に2回ほど集落営農を考える講演会なども開催いたしましたが、進んでいない現状でございます。

協議会では、佐久間地区の活性化に向けての大きな柱の一つとして取り組みを模索しており、期待をしているところであります。

また、有害鳥獣による被害の実態把握、防除体制の強化などに取り組んでおり、捕獲の情報や技術の共有の他、被害を受けている集落の方々と情報を共有し、効果的な対策について話し合いを行った結果、上佐久間地区上部落に、今年の3月に被害対策組織が設立されたことは、農地を守るための大きな一歩だとも考えております。

また、佐久間地区活性化推進協議会をきっかけに、地域農業の持続可能な取り組みモデルとなるよう、一部地域の農家の方たちで「集落座談会」も開催されております。「地域の農業を継続して行うためには、どうすれば良いか」といったテーマで、「農業で困っていること」、「これからどうなっていくら良いか」、「自分に何が出来る、何が出来ないか」など、座談会で話し合っております。

座談会では、参加者から、担い手問題、有害鳥獣の被害、機械の維持や更新費用の問題、個人だけでは農地の管理が難しい事、共同で作業する集落営農の取り組みが必要な事も理解している現状が確認されたとのことであります。

農業者である地域の方々が皆で話し合い、これからの農業の在り方、進め方を話し合うことは、非常に有意義であると考えておりますので、町としてもその推移を注視し、他の地区にも同様に進めていけるモデルとなることを期待しております。

「集落営農」という活動に向け「小さな芽」が出たところであります。今後もこの芽を絶やさぬよう町としても地域との話し合いに参加し、意見交換が出来ればと考えている次第であります。

御質問の4点目、「今後の農業政策について」であります。農業振興を阻害する要因は、農業者の高齢化による担い手不足、農地の集積問題、有害鳥獣被害問題、荒廃農地の問題の大きく4つの問題であると考えております。

農業者の高齢化については、今後も進むものと考えられます。担い手の問題も、専業農家から兼業農家への移行が進んでおり、都市部へ仕事を求める動きが強く、結果、離農する傾向は強くなっていると感じております。

担い手不足問題の解決の一つとして農事組合法人や株式会社などの企業参入も視野に入れるべきと考えております。

農地法が平成21年に改正され、これまで農地を所有出来なかった企業が、農地を保有するために必要な条件を整えた場合、農地の所有が認められることになりました。企業が参入する事によって、遊休農地の活用、農業者の雇用、販路の拡大なども期待をすることができます。

現在、町では、2件の新規参入希望企業からお話をいただいておりますが、企業に貸

す農地が集まらない状況となっております。今後も可能な農地を斡旋して参りたいと思います。

農地の集積問題については、人と農地の問題を話し合い、農地の出し手、借り手の把握によって、新規就農者や企業の進出を図りたいと考えております。

農地の貸し借りをスムーズに行うためにも、2点目で答弁いたしましたとおり「人・農地プラン」を集落単位で策定したいと考えております。

有害鳥獣被害の問題であります。鋸南町有害鳥獣対策協議会の活動により、捕獲実績は例年よりも多く、鋸南町が策定している被害防止計画に定める有害獣の捕獲数を上回るペースで実績を上げていただいております。また、地元の農家の方々も自ら捕獲に参加しており、地域ぐるみの活動も定着しているところであります。

町といたしましても、これまで実施している対策の強化と、今後は捕獲した個体の処理問題、高齢化している猟銃所有者の補完、ICTなど技術を取り入れた捕獲の推進の他、有害獣対策が地域経済に連動できる仕組み作りが必要となると考えております。

今後も、鋸南町有害鳥獣対策協議会を中心に、集落ぐるみで有害鳥獣対策に取り組む体制づくりを行って参りたいと考えております。

荒廃農地の問題については、1点目で答弁いたしましたとおり、町としましても、農業委員会や農業関連団体と連携しながら所有者の意向を踏まえ、農地の所有者と調整していきたいと考えております。

また、農地中間管理機構制度などの国・県の制度を活用しながら、中山間地域の農業の発展にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小藤田一幸）

事務局より連絡をいたします。

タイマーの始動が1分遅くなりましたので、残り1分で質問を終了します。

御了承願いたいと思います。

それでは、渡邊信廣君、再質問はありますか。

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

それでは、再質問させていただきます。

1点目の耕作放棄地の現状については、私もですね、町内の農地を見て回りましたが、町長から答弁の通り、大変な状況だと、このように思っております。

先ほど質問の中で申し上げましたが、町では佐久間地区活性化推進協議会をはじめ、アンケート調査等、色々なですね、取り組みを始めましたけれども、これは大変重要なことだと、このように思っています。

これから町を挙げて、あらゆる角度からの取り組みをしなければならないと考えております。1点目については、特に質問はございません。

2点目の農地所有者に対し、実施したアンケートについては、集計途中だということでございますけれども、アンケートの中では、後継者がいない、有害獣の被害が多い、

機械の維持費が大きい、このようなことがあった訳ですけれども、他にですね、自薦他薦を含めて、アンケートの中では「地域農業の中心となる形態がありますか」との質問があった訳ですけれども、この辺について、分かる範囲で教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

アンケートの回収率につきましては、先ほどの町長の答弁にありましたように6割弱、58.3%ということになってございます。そのうち、集計の方が終わっておりますのが、58.5%ということで、まだ全てではないですけれども、そのアンケートの中で「あなた自身の経営は地域の中でどういう位置付けだと思いますか」という質問がございます。それに対しまして「今は地域の中心となる農家であり、将来的にも中心になると思う」と答えた方が7件、「今は地域の中心となる農家であるが、将来的には中心にならないと思う」と答えた方が21件ございました。

将来的には中心にならないと思うと回答された多くの方が、その理由として、後継者がいないことを挙げられております。また「今は地域の中心となる農家ではないが、将来的には目指していく考えがある」と回答された方が11件ございました。

また「あなたの集落・地域には現在、今後の地域農業の中心となる経営体（個人・法人含めて）がいますか」との質問に対し、いわゆる他薦ということになりますけれども、個人の経営体がいると回答された方が44件、法人の経営体がいると答えた方が2件ございました。

以上が途中経過でありますけれども、アンケートの結果となっております。

○議長（小藤田一幸）

再質問はありますか。

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

今のアンケートの結果をですね、御報告いただきましたけれども、私が思っていたよりもね、多少農業をこれからやっていきたいというような希望の方もあって、そういう中で、少しでも魅力のある農業にしていくということの中では、町の計画の中にあるようにですね、これから集落営農というものを考えていかなければならないと、これが1番大きな問題だと思います。アンケートの結果というのは、非常に大事なもので、これは大変良い結果だと思っていますので、いずれにしても、集落営農というのが、これからの時代の流れかなと感じました。

次にですね、農地を所有することが負担と考える人が多くなってきているとのことですが、先ほど町に農地を寄付したいとの町長の答弁がありましたが、何人位の方からの回答なのか、この辺分かれば、現在、分かればその辺についてもお答えいただければと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

アンケートの一番最後の部分で、自由な意見を記入していただきたいということでありましたが、その中で、お一人の方から意見がございました。高齢で所有地を管理できないので、町や新規就農者、法人、規模拡大者に寄付したいとのことでございました。

また、このアンケートでは1名ということですが現在のところありますけれども、この他、この4月から11月までの間です、寄付をしたいとの相談が4件ほど町の方へございました。特に町外に住んでいて、管理ができないという理由でございました。

また、寄付の申し出は少ないのですが、農地の管理ができないという御意見は多数伺っているところであります。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

今の質問の中で、私も何人か聞いていましたけれども、アンケートでは1件、その他に4月からですか、11月まで4件というような話で、確かに鋸南町の実態を見た時に、高齢化も非常に高い、ましては農地を持っていれば、当然中山間地域ですから、当然草刈りだっただけでかなりの負担もかかりますし、また土地改良区だとかそういうものを持っていれば賦課金もかかるということから、生産性がなければ負の財産というようなことがあれば、これからこういう状況というものも非常に出てくると思います。

いずれにしても、先ほど申し上げましたけれども、これからのアンケートというものを非常に重要視しながらですね、これからの耕作放棄地対策だとか、これからの農業対策に進めていただければと思っておりますので、このアンケートについては、評価をしたいと思っております。

続いてですね、3点目の方に移りますけれども、佐久間地区の活性化推進協議会の進捗状況についてでございますけれども、この事業については、町の計画、指導に基づく佐久間地区の活性化交付金事業による直接の補助金で、5カ年計画で事業費は1,800万位ですか、だというふうに私は聞いておりますけれども、協議会の立ち上げをですね、知らない人も佐久間の中にも結構いらっしゃる、そのように聞いておりますけれども、この協議会のメンバーについては、どの範囲で、どんなメンバーで、そして何人で組織しているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

こちらの佐久間地区の活性化協議会につきましては、我々行政、そして農家組合長、佐久間アグリサポート、佐久間ダム湖観光生産管理組合、大崩水仙観光クラブ、また新

規就農者、保田小の直売所出荷組合、また奥山の区長さんなど、佐久間地域を網羅するような形で、各代表の方に参画をいただいております。

また、県の農業事務所、あるいは暖地園芸研究所からもアドバイザーという形で参画を願い、委員が9名、アドバイザー3名、そして事務局ということで組織をしております。

この協議会の活動の状況につきましては、機関誌「百年の丘」というものを作成いたしまして、3から4カ月程度に1回発行をし、佐久間地区には戸別配布で各戸に、そして他の地区には回覧をさせていただいております。既に6号まで発行しております、その中で活動している内容や、また委員さんの考え方等を発表させていただいております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

メンバーについては分かりました。9名の方とそこに学識みたいな形で、県の関係だとか事務局が入ってということでございますので、これについては分かりました。

なお、この中で当然普通であればですけども、この協議会を立ち上げる地域というのは、当然佐久間ダムから取水している農地だと思うんですよね、そうすると組織の要となる土地改良区ですとか、農地の有効活用の面からということで、先ほども農業委員会の話が出てきますけれども、当然、今後の農振の問題等々含めていった時に、農業委員会も当然このメンバーに入って協議会を作るべきだと思っておりますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

そちらにつきましては、先ほどの町長の答弁でもありましたように、農業関係の話し合いをする上です、やはり「人・農地プラン」というものの策定、こちらが基本になるというふうに考えております。

それらを策定をする際にはですね、当然、農業委員会や農地利用最適化推進委員、これらの方々の参加というものが必須となって参りますので、農業委員会や土地改良区とも今後、連携を図って進めて参りたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

その農地プランというものを定める段階では、当然入るにしてもですよ、実際にこれからの1番の問題は、佐久間とか勝山とかというのは、町の方から依頼もあって、今までの旧佐久間の土地改良区、勝山の土地改良区が一つになって、ダムを造り、そして基盤整備をしながらパイプラインを造っていったというような経緯があると思います。

従ってですね、これからあらゆるところで基本となるのは、土地改良区だとかが入って、皆さんが入っていかないと、なかなか基本的な話というの進まないだろうし、結果的に我々が見ていてもですね、土地改良区の存続というのが1番これから重要ではないかなと思うんですね。従って、最初からやっぱりこういうところに入るべきだと思いますけれども、あと2年ありますよね。計画を作る上で、その2年の中で、こういう方々が入ってもらうようなことは、先ほどの課長の中では、今後の農地プランの中でということがありましたけれども、私としては、是非こういう組織の中に入って議論することが非常に重要ではないかなと思っていますけれども、再度ですけれども、その辺について考えがあれば、再度お聞きしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

現在、佐久間地区の活性化協議会の中でもですね、委員さんを中心に地域で小さな座談会等も行われております。そういった座談会の中でですね、今後、何をどう進めていくかという部分が決まってきた、そういったものが確定した後にですね、地域が求めていることに対する検討中で、そういう土地改良等も当然必要になってくると思われる部分もありますので、その必要となってきた際にはですね、是非、参画の方をお願いしていくというような考えでおります。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

この辺については、考え方の、見解の差があつてと思いますけれども、基本的にはそういうものが当初から入って審議していく方が、より具体的な形での協議会になるのではないかなと思っていますので、これは私の意見なので、町がそういう考えで今後の座談会だとか、地区地区でのということであれば、それはそれとしてですね、進めていただくしかないかなと思いますが、これはこれでしょうがないと思います。

次にですね、取り組むテーマである、当初のテーマですよね、販売確保だとか、定住促進というものも、この協議会の中の交付金の事業の中で実施されることになっていると思いますけれども、この辺についてはどうなっているか、メンバーもその辺も含めたメンバーで組織されているように思います。その辺についてどうなっているか教えていただきたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

当初挙げておりましたテーマ、これにつきましては、高齢化によってですね、出荷が難しくなった農家の方々の一生懸命作った農作物をいかに販売するか、そういったものをテーマに検討が進められてきましたけれども、共同で作業を行う集落営農などの取り組みが今後、進んで行くことによりまして、共同での集荷、出荷、加工なども考えられ

ることから、まずは組織の立ち上げを優先して行いたいというふうにしております。

話し合いの過程の中では、共同で取り組むべき高収益作物の検討、そういったものも県のアドバイスをいただきながら検討している状況でございます。

定住促進につきましては、町の空家バンクの取り組み共にですね、地域からの情報収集ということで、どこか良い住めるような所はないのかといったような形も、委員さんを通じて色んな方に聞いているという状況でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

結果としてですね、今の段階でいくと、これからの組織の立ち上げというのがメインになってきて、結果として当初の挙げた販売促進だとか加工だとか、あるいは定住促進については、あまり協議会の中ではメインではなく、不随したのものとして取り組んでいくというような考え方になりますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

不随をしたというよりもですね、同時並行的に進めていかなければいけない課題だというふうには考えておりますけれども、とにかく個々で対応するよりも、やはり共同で色々なものを作る、加工すると、そういったことが重要になってくると思われまので、まずは共同でやるという部分の機運の醸成と言いますか、そういう組織作り、そちらの方にまず力を入れていくべきということで、平行して進めていく課題だと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

それについては、分かりました。

あくまでもこの中で、これは5年間の事業で、国の交付金事業で進めていくことですが、集落営農だとかということについて、結果を出すというのは、なかなか大変だと思うんですけども、あと2カ年間の中で、どのようにしてこれから取り組んでいくのか、結果としてこれは交付金事業の場合に、その成果だとか、今もいくつかのテーマに対しての成果だとか、そういうのは100%交付金事業ですけれども、その辺について、国とのやり取りの中で、その辺についてどうなるか、そのことについて分かれば教えてもらえればと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

5年間でということで、残り2年間どのようにしていくかということでございますけれども、今後、先ほども申しました座談会、そういったものが行われておりますので、

そういったものを通じて地域内で農地の維持が難しいと考えている人達で、共同作業などの機運が高まって、作業分担、機械経費を共同管理する仕組みのモデルを示したいと考えております。

それを佐久間の他の地区にもですね、広げていくということで考えております。大勢で色んな方針を考えると方向性がですね、異なって意見の食い違いや体力も個々で違うことから、参加できるかどうか心配する方もいますので、作業の平等性を確保しつつ話し合いは、困っていること、できること、できないことなど、既に分かっていることから皆さんから共通認識を持ってもらい無理のない仕組み作りが必要だと考えています。

町としましては、まずこの基礎的な共同作業の部分、まずこれを作っていきたいと、その取り組みを推進して参りたいと、そしてその流れがある程度定着してから、農業者の方々の農作物を作る意欲を引き出して、次には共同組織の経営の安定についても一緒に検討していきたいと考えているところであります。

この交付金を受けられる期間は、5年ということでありまして、その5年で全て終わってしまうということではございません。この5年間でやったものが地域に根差して、それが地域の農業の在り方ということになって、そしてそれらが長期的に自足的にですね、更に地域でも検討されるべきであろうというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

今の課長の説明の中で、補助金としてはあと2年間、しかしその中で最終的な結果というよりも、そういう共同作業の取り組みですとか、あるいは座談会がこれから開かれれば、それで交付金事業としては、問題ないのかということになるんですけれども、その辺については問題ないのでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

こちらの事業についてはですね、何らかの形を出せということでは言われておりませんので、まずはその地域の中で、色んな機運を醸成し、そして将来に向けて、向かっていくというようなことが大前提となっておりますので、補助金的には問題ありません。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

今の、私が気にしていたのは、3年間やっていた中で、実際のチラシだとかそういうのは出てきているのだけれども、実際の成果の状況があまり見えていなかったものから、ちょっと心配になって質問をしたということです。

そういう訳で、これからそういう共同作業だとか、そういうものがあってそれで良いとすれば、それはそれで良いし、交付金が終わった後もこれを本当に佐久間地区というのは、先ほど町長の答弁のあったように農業の盛んな所だとのこともありましたし、こ

れからも農業を反映させる意味での取り組みというのは、補助金の切れ目が縁の切れ目じゃないんだけど、それから継続的に実施をして最終的には集落営農に結び付くとか、そういうことでの取り組みを要望したいと思います。

続いてですね、関連するようことになりますけれども、4点目の「今後の農業政策について」ということになります。これは先ほどの答弁の中にもありますけれども、高齢化による担い手の不足、農地の集積の問題、これはすごい重要なことですよね。有害獣の被害問題、荒廃農地の問題というようなことで、大きく4つの問題とのことですけれども、特にこの中で評価することは、有害獣対策については、鋸南町には有害獣対策協議会の皆さん、そして地元の皆さん、地域おこし協力隊の活動にですね、すごい成果も挙げていますし、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

なお、結果として担い手の不足だとか、農地の集積により新規就農者や企業の進出、また集落営農を推進したいということのようですけれども、各地区座談会やこれからの農業に対するチラシだとか配布物も非常に重要だと思うんですけれども、しかしまずは町内の農業団体ありますよね、例えば農業委員会もそうですし、土地改良区、農家組合と、組織全体による話し合いの場というのが、現状の認識を共有する上では1番重要ではないかなと思っていますけれども、このような会議、全体での話し合いというものを行ったことがあるかどうか。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

議員のお考えのようですね、現状の認識の共有、それらについては重要と考えております。しかしながらですね、これまで今言われたような色んな組織とですね、全体での会合といったものは行ったことはございません。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

こんなことを言っは申し訳ないですが、やっぱりものの順序というのが、まずあると思うんですね。今年になって非常に農業政策について、かなり取り組みは良くなってきていると私は本当に見ているんです。そういう中でも、やっぱり鋸南町の第1次産業を本当に大事にしていく上でという中で、まずそういう色んな組織の方々と全体での話し合いをして、皆さんが個々に思っている意識を共通認識の中で、これからの取り組みをするというのが1番重要だと思うんです。

我々が個々に話を聞いていくと、「俺の代でみんな終わりだよ」と「あとは分かんないよ」と個々にはそういう方が結構いるんですよ。だからそういう意味で、個々にはそうやって思っているけれども、いざ皆さん全体でですね、本当にこれからの現状とこれからどうするんだというような、組織自体もなかなかその話し合いをしたことがないので、これは是非実施をしていただきたいと思いますけれども、皆さん一生懸命やっているので、これが1番最初だと思います。これを是非やっていただきたいと思いますけれども、

これについての取り組みいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

農業関係のですね、現在の取り組みを話させていただきますと、新規就農者や企業の進出等の相談としては、農協さん、また農業委員、県の改良普及員によるサポート体制というものが出来上がっておりまして、そこで現在、対応しております。

また、基盤整備した農地、農振区域を転用する場合には、関係土地改良区等の意見も聞いており、個々の案件に対する対応は体制が整っているというふうに認識をしております。

今後、集落営農を推進して行くにつきましては、この各種団体の意見を聞くことも大変重要であるというふうには、認識しておりますけれども、まずは個々の形態の中でですね、この集落営農に対する認識を深めていただいて、町長の先ほどの答弁にもありましたように、「人・農地」の問題と、そういう部分からしっかりと考えながら、そしてその中で、何に対して意見を求める、そういったものが必要になるかということを見極めながらですね、必要に応じて各種の農業団体への協議、また相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

これは私の考えと違うだけで、皆さんが、それが正しいかどうかを別にしても、まずこれを何のためにこれから、どうしてこれから鋸南町の農業を良くしていくかという部分の取り組みから始まらないと、形じゃなくてどうしたら身を取るかというような形での戦略をこれから講じなければ、他の町と同じだということになるし、実際には他の町よりも条件が悪い中での農業でありますから、これは大変なことになるだろうと思いますので、これはですね、まず私の意見としては、皆さんが共通の認識を持っていただく、個々には皆思っているんですよ、全体がそういう共通認識の中で、動いたとすれば、これから農地の集積だとか、色んな問題についてもやりやすくなる可能性は、私は非常に強いと思っていますので、これはこれ以上言ってもね、町の方はなかなかその辺の方針があるかもしれない。これは場合によっては、私のことが良かれとするならば、これからの農業政策の中のあり方の中で、取り入れていただきたいと思います。

次に、当町には3名の新規就農者の方がおられます。今後の具体的な受け入れ態勢がどのように考えているかということをお伺いしたいと思いますが、これについては、3名の方が鋸南町に来てくださって、農地そのものも荒れている農地が非常に少なくなっただと思います。そういう意味も含めて、これから現実可能な1番早いものは、3名の方が八ヶ岳の農業学校を出られて、先輩を頼って3人が鋸南町に新規就農者として、色々なことをやっている。これは、ある意味では1番最初に集落営農も大事だけれども、まずこういう方を増やすことで、さっきの色んなアンケートの結果も少しでも解消してい

く、非常に早道ではないかと思えます。従って、この新規就農者に対しての受け入れ対策というのを非常に重要だと思えます。町としても積極的に、これについては取り組むべきだろうと思っていますので、その辺については具体的な対策を講じて、受け入れ対策を取って、受け入れをしなければならないと思えますけれど、その辺についてお聞きしたいと思えます。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

今議員おっしゃった通りだと思えます。

この新規就農者の受け入れにつきましては、平成25年度からですね、3名の方を受け入れております。町の方もその方々には、時折意見を色々な場面で聞いております。

そして、その中で1番多く言われることがですね、やはり地域で面倒を見ていただく、そういう人がいるということは非常に重要であって、またその人を中心にですね、地域ぐるみで受け入れをしてくれることが非常に大切なことだということでの意見をいただいております。

現在、来ていらっしゃる3名はですね、農業を通じてこの地域に根差して、非常に良好な地域活動を展開できているというふうに向っております。また、就農当時の状況からですね、住むところの支援であったり、農地の状況によっては、圃場の土を入れ替えるなどの土壌改良も必要になるので、そのような点についてですね、行政としても支援をしていただけないかというような声もいただいているところであります。

それらが新規就農者としては、安心して就農ができるきっかけとなるというようなことも聞いておりますので、今後はですね、それらの点にも重点を置いてですね、受入対策について力を入れて参りたいと考えているところであります。

また、受入先と言いますか、働きかけの場所としては、先ほどの八ヶ岳の農業大学校の話もございましたけれども、千葉県の中でも農業大学校ございますので、そういったところにもですね、色々な条件を提示しながらですね、新規就農者の誘致について、働きかけを行って参りたいとそういうふう考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

課長から新規就農者の誘致ということでありました。確かに地域の力というのは、非常に大きいですね。

しかし、行政としてという部分で、農業政策ですから、政策として、町としてこれがどんな形をして、受入を充実させていくかというのは、これは政策上非常に大事なことだと思うんですね。その上で地域は大事ですよ。

今の状況を見た時に、国からの交付金5年間、150万ずつ、町としては1人当たり5万円の研修しか組んでいない。これをですね、積極的に受け入れるという意味では、それなりの、お金だけの問題ではないかもしれませんが、いずれにしたって、これから

先程の問題にもあるのだけれども、農地を集積してあげる、これはなかなか町だとか農業委員だけではできない問題ではないので、先ほどの土地改良区だとか、そういう話を出しました。今も新規就農者の方々は気のいい方もいるので、なかなか使えないような中山間地域の土地を借りているような状況もある訳ですよ。でも、これからの本当に高齢化が進んだ鋸南町の中で、若い人がいないのに、これから新規就農者に頼らざるを得ない、このような状況が現実問題としてある訳ですから、もうちょっと町として具体的な、これからですね、農業政策をとっていただきたいと思います。

これ以上は言いません。よろしくお願ひしたいと思います。

次も同じです。企業の誘致でございませうけれども、企業が入れば、これは色んなノウハウを持っている訳ですね、企業というのは。従って、今までの農業とは違ったやり方での農業を継続するような形の型を持っているのは企業ですから、そういうような方向ではですな、雇用の場も増える、そういう意味では、企業が張り付いてもらいたいなど、今の現状を見た時に、それは今の中山間だけではないですよ。鋸南町をずっと見た時に、平坦な農地でさえももう荒れている、後継者がいない。それは何故かと言え、農業そのものについては、今の平均反別の中では、なかなか利益がそんなに出ないということですよ。生活をしていけないということ、これは皆さんが十分承知をしていることだと思います。ですから、今何をしなくちゃいけないのか、それを具体的にですね、これはもう形じゃないですから、何故という部分に対してこだわって、どうしたらということにこだわって、これからの農業政策をしていただきたいと思いますが、この辺の企業誘致についても、確かになかなか面積が少ないです鋸南町、平坦地だって限られています。そういう中で、どのような受け入れ態勢を作っていきたいのか、分かれば教えてください。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

企業誘致ということでありませうけれども、ここ数年ではありませうけれども、農地法の規制緩和によって、企業が農地を持てるという状況でございませう。

鋸南町の農地は、東京市場に1時間位ということで、運搬が可能な位置にありませう、非常に近いということで企業から問い合わせが来ております。

しかし、農地の所有権問題によって、なかなか話が進まないという状況でありませう、具体的な対策が取れていないという現状でございませう。

この進出企業につきませうはですな、今議員がおっしゃってました農地の集積、固まりでの利用、あるいは圃場の拡大というですな、スケールメリットは求めてきております。しかし、鋸南町の農地については、一反部区画というような所も多く、また集積も進んでいないということの中で、利用するについてもですな、複数の所有者と交渉をしなければいけないというような状況でございませう。そういったことで企業の進出がなかなか進まないという状況で、非常に厳しいという認識をしてございませう。

この農地の方の貸す側、出し手につきませうは、先ほどから申しております「人・農

地プラン」そういったものを策定すれば、ある程度は解決してくるのかなというふうにも思っておりますが、この農地の集積につきましては、個別農家で集積したいという意思を示しても、なかなか行動に移している人はいないというような状況もございます。

農地は貸せば取られてしまうというふうに考えている人が多いということも現在ありまして、まずは、その意識を変えていくということが必要かと思っておりますけれど、非常に難しいという状況になっております。

町の方もですね、その辺の意識を改革するということを含めまして、町報と一緒にですね、これからの農業を考えるといったものなど発行して、農業関係についてですね、色々な問題があつて、色々解決しなければいけないよということを現在、周知をしているということでもありますけれども、非常に状況的には厳しいというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

いずれにしてもね、これからは農地の集積ということの基本にするには、やはり全体的な意識を町内の方々、農業団体皆さんがそういう意識になっていただいて「じゃあ俺も出そうよ」というような認識の中での会議をすることをまず望みますよ。

それで、更に例えば企業が来れば、今後作るだけじゃない、売り先、色んなことを考えて、民間ということはそういうことですから、それが入ることによって鋸南の農業というのは、かなり中山間であっても生きられる。さっきもある程度担い手だとか、そういう方もいらっしゃる中では、非常に役に立つと思いますので、是非、この辺については、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それに関連しますけれど、続いて農地の貸し借りについては、中間管理機構もあります。しかし、中間管理機構というのは、鋸南町の場合にはお互いに相手とか、貸し手と借り手が整って初めて中間管理機構が利用できるような状況になっています。出せばいいのではない。そのような状況からすると、先ほど土地改良の話も出しました。これは保田の方の土地改良ではないですよ。鋸南の方の土地改良区というのを持っている所については、やっぱりそれを今後存続していく、そういう意味では、町と土地改良区が一つになって、この辺の農地の貸し借り、幹旋というのもやることができれば、できればですよ、非常にこれからの土地改良区の存続という意味では、非常に土地改良区も助かる訳ですよ。パイプラインが破裂したりとか、ダムがあつて今どうするのか、色々聞くと滞納だとか色々な問題が出てきている中では、土地改良区をまず存続させなくちゃいけないということになりますので、これは時間がないので、これは要望して終わります。

最後に、最終的なことです。

これは行政から離れますけれども、町全体に対してのことになります。

まず、農政のことですけれども、平成27年度に策定した総合戦略では、確か皆さんおっしゃる「人・農地プラン」の策定により担い手の確保と農地の集積を図ることによ

り集落営農の移行を図り、耕作放棄地を含めた土地利用型の農業推進を図ることとあります。しかし、鋸南町の場合はもっと全体を見ればですよ、更に一步踏み込んで、今回実施したアンケート結果や町の現状を直視していただく、町の土地利用、現況分析ですね、地域振興課に行ったらば全国農地プランというのがあって、インターネットを開けばすぐ農地の現況だとか、全てが手に取るように状況が分かる訳ですよ。昔、我々が都市計画の現況調査をやったのとは全く違う。そういう意味では、これからの町全体の計画は非常に作りやすくなる。従って農政もそう

【ベルが鳴る】

それから町全体の構想も含めて、うちの方には都市計画はありませんけれども、これから来年から総合計画を作るということになれば、その町全体のことを含めた、これから総合計画の取り組みをしながら農業振興に努めていただきたいと思います。

以上で、要望で終わります。

○議長（小藤田一幸）

以上で、渡邊信廣君の質問を終了したいと思います。

ここで暫時休憩します。再開は午後2時40分からとします。

…………… 休憩 ・ 午後2時32分 ……………

…………… 再開 ・ 午後2時40分 ……………

◎一般質問

◎12番 三国幸次

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

三国幸次君の一般質問を許します。

12番 三国幸次君。

【ベルが鳴る】

○12番（三国幸次）

私は「漁業法改正について」と「子どものスポーツ指針について」の2件の質問をします。

1件目は、「漁業法改正について」です。

今国会、第197回国会で、漁業に企業が参入しやすいようにする、70年ぶりの漁業法の大改正が、この12月8日に可決成立しました。

この漁業法の改正で、沿岸漁業の漁業権を地元漁業者に優先してきたこれまでの仕組みを廃止し、知事の裁量で、地元外の企業に与えることが可能になります。

養殖漁業などで力のある企業の参入・支配が広がり、漁業協同組合のもとで円滑に管

理されてきた漁業権が分割されて、浜に混乱と対立が広がることが懸念されます。

政府は漁協関係者に「漁場を適切かつ有効に活用」していれば漁業権は維持されると説明しています。しかし、「適切かつ有効」の判断基準は「今後検討する」ということになっています。

政省令等であれこれ定めても、知事の恣意的な判断による企業への漁業権付与を防ぐ保証にはなりません。

地元漁業者優先の原則は、都会の企業などが浜を支配し漁村を荒廃させた、戦前の反省から生まれました。

漁業法の目的に「漁業者および漁業従事者を主体」「漁業の民主化」という規定が盛り込まれ、海区漁業調整委員会を公選制にしたのもその精神からです。

ところが漁業法の目的から「漁業の民主化」を削除し、海区漁業調整委員会を任命制に変えるというのです。

一方、法案は「水産資源の管理」の名のもとに、魚種ごとに漁獲可能量を設定し、個々の漁船ごとに割り当てる制度を導入します。

しかし、割当量の配分に沿岸漁業者の意見を反映する仕組みはなく、禁漁を余儀なくされた場合の補償もありません。

この夏、クロマグロの漁獲規制をめぐって大規模漁業を一方的に優遇し、小規模な漁業者が締め出された事例は、今回の法案が何をもたすかを先取りの示したものです。

遠洋・沖合漁業では資源管理のためのトン数規制をなくし、大型化を進めています。中小零細漁業者が締め出され、取りすぎによる資源減少につながりかねません。

今回の改正は、沿岸漁業の現場からではなく、新たなもうけ口として漁業・養殖業への参入をねらい、漁船の大型化で漁獲の拡大をめざす財界・大企業の身勝手な要求を背景としたものだとの指摘があります。

そこで、3点質問します。

1点目、漁業法改正についての認識はどうか。

2点目、漁協や漁民など関係者の意見はどうか。

3点目、漁協の権利や沿岸漁業者の死活問題に関わることなので町としても対応を検討すべきと考えるがどうか。

次に、2件目は、「子どものスポーツ指針について」です。

ユニセフと公益財団法人日本ユニセフ協会は、「子どもの権利条約」が採択された記念日である11月20日にスポーツと子どもの課題に特化したユニセフとして初めての文書、「子どもの権利とスポーツの原則」を発表しました。

遊びやスポーツには、子どもの心身の成長を促す大きな力があります。世界で最も多くの国が批准する条約の一つである「子どもの権利条約」も、国や民族、性別、障がいの有無に関わらず、すべての子どもに、遊び、レクリエーションや休息の権利を認めています。

しかしながら、世界各地で、暴力的な指導や子どもの心身の発達に配慮しない過度なトレーニングなど、スポーツが子どもに負の影響を与えるような問題が発生しています。

国内外の専門家の協力を得て作成した「子どもの権利とスポーツの原則」は、国際スポーツイベントの開催を控えてスポーツに対する関心が高まる中、スポーツが真に子どもの健全な成長を支え、子どもの権利促進に寄与する社会となるよう、スポーツ団体、指導者、企業、学校、家庭を含め、スポーツに関わるすべての関係者のための行動指針を示しています。

そこで、3点質問します。

1点目、「子どもの権利とスポーツの原則」についての認識はどうか。

2点目、学校やスポーツ関連団体の受け止めや意見はどうか。

3点目、教育委員会、そして、学校においても内容を生かしていくための取り組みが必要だと考えるがどうか。

以上で、1回目の質問を終わります。答弁を求めます。

○議長（小藤田一幸）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

三国幸次議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「漁業法改正について」お答えいたします。

御質問の1点目、「漁業法改正についての認識はどうか」についてでございますが、水産業の改革について、国では、平成29年4月28日に策定した「新たな水産基本計画」に基づき、「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」について検討を開始しておりました。

70年ぶりの今回の漁業法の改正については、「新たな資源管理システムの構築」、「生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し」、「養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し」、「漁村の活性化と多面的機能の発揮」、「その他」の5項目が盛り込まれておりますが、当町の漁業に直接関係する部分は大きく分けて2つと捉えています。

1つ目として、「新たな資源管理システムの構築」、これは、水産資源が減少傾向にあるため、漁獲制限を設け、近年の漁獲実績割合等を基に資源管理の目標を定め、その目標水準に資源を回復させるため漁獲可能量（TAC）が決定されること、また、漁獲実績等を勘案し、船舶ごとの漁獲割当て（IQ）が設定され、漁獲制限がかけられることでございます。

2つ目として、「養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し」水域の適切・有効な活用を図るための海面利用制度、すなわち漁業権の見直しと認識しております。

漁業権については、平成30年6月1日に改訂された「水産政策の改革について」の中にも、今後とも漁業権制度は維持すると明記されております。

漁業権には、「共同漁業権」、「定置漁業権」、「区画漁業権」があり、「共同漁業権」は、組合員が共同で営む権利のため、改正前と変わらず、その権利設定は、漁協のみとなっております。

マスコミ等で漁業に、企業等が参入しやすいように漁業権の優先順位の廃止をすると報じられていますが、「定置漁業権」「区画漁業権」の2つの漁業権について、法律で優先順位の詳細を定めることを改めるということで、知事が免許を交付する際の優先順位をなくしてしまうことではないと認識しております。

都道府県知事は、漁業者等に意見を聴取して海区漁場計画を策定し、その中に海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容を規定することとしています。つまり、漁協であれ、企業であれ、適正かつ有効に活用できる方を優先して免許を交付しなければ、混乱が生じるため、現状に合わせて漁業法が改正されたと認識しております。

その他、海区漁業調整委員会について、公選制から知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直されます。

御質問の2点目、「漁協や漁民など関係者の意見はどうか」についてでございますが、両漁協にヒアリングをさせていただきました。この案件については、国が主導で行っており、漁協への説明は十分とはいえない状況と伺っております。

勝山漁協の定置漁業権については、適正に管理されております。また、区画漁業権においても、自営の養殖事業を拡大する計画があり、海面養殖においても計画性を持って、漁協を中心とした沿岸漁業を推進していくと伺っております。

保田漁協も、定置漁業権については、適正に管理されております。しかし、区画漁業権は、海面養殖を実施していないため、千葉県が策定する「海区漁場計画」では、海面養殖が可能な漁業権を設定できる枠があると判断される可能性が高いと考えられますが、県は計画を策定する際には、漁協の意見を聞くことになっております。

保田漁協では、この計画に基づき、新たな企業が参入する事によって、漁場が汚染されることを危惧しておりますが、そのことで、問題が発生した場合は、今回の改正漁業法第6条に「国及び都道府県の責務」として、紛争の防止及び解決を図るための必要な措置を取ることが明記されております。いずれの漁協も沿岸漁業の適正な利用を、組合を中心に検討していきたいと考えているようであります。

御質問の3点目、「漁協への権利や沿岸漁業者の死活問題に関わることなので、町としても対応を検討すべきと考えるがどうか」についてでございますが、漁獲規制については、資源の回復・維持をする上で必要な政策であり、資源を枯渇させないことは、漁業者の利益につながるものと考えております。

また、漁獲枠なども実績を考慮して配分されるとの見解であり、減船や休業する場合は、経営安定事業などを創設し、組合員に対して不利益の軽減を図るとされております。

また、漁協が「適正かつ有効」に管理すれば、漁協の権利は失われぬものと考えられますが、国や県は関係者への説明を十分にさせていただくことが重要であると考えております。町も、沿岸漁業においては、漁協を中心とした組合員の活動を今後も支援していきたいと考えております。

御質問の2件目、「子どものスポーツ指針について」お答えいたします。

ユニセフと公益財団法人日本ユニセフ協会が発表しました「子どもの権利とスポーツの原則」は、スポーツ基本法をはじめとする各種法令の理念に合致し、それを具現化する

るものであり、とりわけ権利保護の必要性の高い子どもに対するハラスメントや暴力の防止等に向けたスポーツ団体等の自主的な取り組みを促すものであります。

御質問の1点目、「子どもの権利とスポーツの原則」についての認識はどうか」についてでございますが、今日、子ども達を取り巻くスポーツ環境は、遊び場の減少、体罰・パワハラ問題、体力の低下等、様々な課題が山積しています。

また、競技スポーツ界においてもアメリカンフットボール競技での悪質タックル問題、相撲界での暴力問題、体操競技のパワハラ問題等、たくさんの事件が報道されている状況もございます。

このような実態の中で、「子どもの権利条約」では、すべての子ども達は、安心して楽しめる環境でスポーツをする権利があり、遊ぶことは子どもの権利として掲げられています。

また、2011年に制定されたスポーツ基本法では、「心身の成長過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等、人格の形成に大きな影響を及ぼすものである」と定めており、子どものスポーツが特別の意義を有することを明記しております。

このような中、子ども達の多様な価値観に応え、楽しくスポーツや遊びに親しめる環境を保障していくことが大切であります。そのためにも学校部活動に関わる教職員や地域のスポーツ指導者、保護者など、子ども達に関わるすべての人が正しい認識を持ち、適切に子ども達と関わっていくことが大変重要と捉えています。

御質問の2点目、「学校やスポーツ関連団体の受け止めや意見はどうか」についてでございますが、本件につきましては、今後、文部科学省及び県を通じて教育委員会へ通知が来るものと思われませんが、現時点では届いていない状況であります。

しかしながら過日、小中学校長及びスポーツ指導者にユニセフの行動指針について、教育委員会を通じて意見を伺う機会がございました。学校教育現場では、体罰の絶対禁止を認識し、児童生徒との良好な人間関係を築く中で指導を行っているとのことであります。

また、地域のスポーツ指導者においては、日本スポーツ協会認定の「スポーツ指導者養成研修」を受講して、指導者資格を取得した上でスポーツ少年団等の活動を行っておりますので、学校現場同様に子ども達のより良いスポーツ環境づくりに取り組んでいるとのことでございます。

いずれもユニセフの行動指針に賛同しており、共通の認識をもっているものと理解しているところであります。鋸南町の児童生徒は、体力テストでは県内トップクラスの数値を示しており、県大会での活躍、全国大会出場など素晴らしい結果を残しております。これも指導者と子ども達との信頼関係が構築され、充実した活動が展開されている成果だと捉えております。

御質問の3点目、「教育委員会、そして学校においても内容を活かしていくための取り組みが必要だと考えるがどうか」についてであります。2018年3月、文部科学省スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。

具体的には2013年に文部科学省が示した「運動部活動のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することを定め、またスポーツ医・科学の研究を踏まえて、週当たりの休業日や1日の活動時間等に関する基準を示したもの」となっています。また、学校教育法では、教育目的を持った懲戒行為の限界として、「体罰の絶対禁止」を明確にしております。

これらを受け鋸南中学校でも職員研修等で、子ども達への虐待・体罰の禁止の徹底を共有するとともに、部活動の活動時間の削減や休養日を設ける等の取り組みを実施しております。

今後も、更に充実した教育環境を整え、町の宝である子ども達がスポーツや遊びを通じて社会性を身に着け、他者との協力、自制心、ルールを守ること、他者を尊重することを学ぶことができ、幸せな人生を歩めるよう支援を続けて参ります。

鋸南町では、スポーツ関係において、子どもに負の影響を与えるような問題は発生していないと認識しておりますが、このユニセフの行動指針が示されたことから、遊びやスポーツ活動が子ども達のすこやかな成長につながるよう、学校やスポーツ団体関係者に呼びかけて参ります。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小藤田一幸）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

まず、最初に漁業権の問題です。

町長の答弁でちょっと気になるところがあります。

漁業権の優先順位の廃止をすると報じられていますが、とマスコミのことを取り上げております。これは、一部を切り取った感じで誤解を与えかねない答弁だと思います。これは、今まで漁協や漁民に従事する者に優先順位の1位を与えていたものをなくすということが報道されておって、漁業権の優先順位そのものもなくなるというようなマスコミ報道を私、知りません。あくまでも、今まで漁協や漁業従事者に優先順位の1位、2位、3位とかと順番の優先権を与えているというのが今までだったんです。その優先権がなくなるだけであって、優先順位を決める手法は変わっていないです。ただその許可を与える判断をする基準が変わったんですね。

今までは、町長の答弁にあったように、共同事業の方は漁協にしか与えられていないですから、共同でやるんですから、それは良いとして、定置漁業権というのは、1位に地元漁民の7割以上含む法人ということで、これはまず漁協ですよね。これに最初から1位の優先権の順位が与えられているのです。2位には、地元漁民の7人以上で構成される法人、これが2位です。3番目に、1位、2位以外の漁業者及び漁業従事者ということで、1位から3位まで漁協や漁業従事者が優先的に1位、2位、3位の権利を与えられている。

それから、特定区画漁業権というものは、1位から4位までを漁協や漁業従事者に順

位が与えられています。この順位がなくなるんですね。

町長の答弁にありましたけれども、適正に管理・活用していれば大丈夫だという感じの答弁がありました。今度は、適正かつ有効に活用というのが、認可与えられるか、与えられないかの判断基準として新たな基準として取り入れられたんですね。

ところが、今回の漁業法では、この詳しい中身が何も決められておりません。適正に活用しているという判断基準そのものがないんですね、まだ。何をもって適正に、有効に活用しているのかというものが定まっていない。現状で見れば、町長答弁ありましたように、現在、勝山漁協、保田漁協でも適正に活用していると見受けられるから、町長の答弁でも活用しているのではという答弁があったと思います。

しかし、これまでは優先権が付与されていたものが、その付与がなくなって、漁業権の与える判断基準を適正かつ有効に活用できるという人を優先して権利を与えるという仕組みになったのです。これは、今まで持っていた漁協や漁業従事者の権利が漁業権の関係からはなくなったということです。だから、これまでと同様にずっと適正に漁業を営んでいけば、当然優先権はあるということですがけれども、持っていないところ、例えば町長が言いましたように、区画水域、これは、保田漁協は活用していないので、もしかしたら県の方の計画でというような答弁がありました。

このように、明らかに現在、漁協や漁民達が活用していれば、新しい制度になっても特別変わることはないと思います。ただ、懸念されるのは、現在、有効に活用していない部分がどうなるかということですね。それから、漁業が衰退して行って、少なくなっていったら、有効に活用しているのかという判断基準が明確にされていないから、どの程度になったら適正に管理していると言えなくなるのか、ということも分からないのです。

そういうことから、やはりこの漁業法の改正というのは、戦前の大変だったことを反省して、漁業従事者に優先的に順位を与えていたんですね。そのことで、ずっとこれまで漁業が維持され、発展してきたと思いますけれども、時代の流れで農業と同じように漁民もずっと減ってきております。そして、遠洋などについては、ほとんど企業が圧倒的に占めています。現在でも、漁協と話し合いや同意を得れば、沿岸でも企業が参入できております。あえて漁業法を改正しなくても、企業はいっぱい入っているんですね。

特定区画漁業権では、法人に免許されたのが69%あります。優先順位で行きますと、やはり1位は漁協なんかが多いけれども、それ以外に法人も現在、入ってきております。実質的には、かなり漁民が減ってきた背景があって、企業が参入している事例が現在でもいっぱいあります。変えなくても企業が参入できるんですよ。それをあえて権利を、言葉は悪いですがけれども、戦後与えられた漁業従事者への優先権、これをなくすということが今回の改正の最大の問題なんですね。

そういう意味で、今後、町としてですね、漁民などが増えるような、ずっと継続して有効に活用していると判断できるような体制、環境を作っていくって衰退させないようにしていかなければいけない訳です。そういう意味で何かお考えあればと思います。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

大変すみません。町の方にもですね、色々なこの法律の改正についての情報が上手く来ておりません。ほとんどないのが現状でありますので、コメントの方は控えさせていただきますと思います。申し訳ないです。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

鋸南町でも、今農業の関係するものについては、新規とか何とかと力を入れたり、それから有害獣対策でも、相当力を入れています。でも、漁業関係について、町として関わって、力を入れていると見られるものがあんまり目立たないですね。これは、これから先、漁業法も改正されて企業が参入しやすくなっている訳ですから、町としても漁業者を増やすための方策、これは漁協や漁民なんかの意見を聞きながら力を合わせて取り組んで欲しいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

議員おっしゃるようになりますね、当然漁業者を増やしてくということは、農業の問題も同じでしたけれども、非常に大切なことだと考えておりますので、今後とも漁協等々の関係者の方とも協議をさせていただいて、何らかの形での取り組みをして参りたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

この漁業法に関しては、鋸南町で見れば、そうすぐに影響が出るとか何とかという心配は、私もないと思っております。

しかし、この漁業法改正に至った背景が、最初に述べたように、企業や財界が政府に働きかけて改正という形になったものです。これは、日本全国で見れば、その問題に直面している地域もあると思います。漁業もそうですけれども、去年は農業法が改正されましたよね、それに続く漁業法の改正です。

この流れを見れば、農業にしろ、漁業にしろ民間企業の力を借りて活性化を図るという方向を推進しているのが、はっきりしているんですね。やはり、地元の住民、鋸南町の基幹産業である農業や漁業、これを維持していくには、やはり町とも力を合わせて従事する人を増やすということにも、もっともっと力を入れて欲しいというふうに思っておりますので、是非とも、これは要望で終わりますけれども、力を入れて欲しいなというふうに思います。

次に、2点目の「子どものスポーツ指針について」です。

答弁では、鋸南町のスポーツ環境は非常にきちんと認識され、取り組みも行われているという答弁がありました。そして、答弁の中で鋸南町の児童・生徒の体力は県下でも優れているという答弁がありました。そして、優秀な成績も納めていると。鋸南町の生徒、子ども達の体力や能力が高いというのは、どういう取り組みからそういうことが言えるのか、その辺もし参考になるものがあればお答え願いたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（小藤田一幸）

はい、教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

鋸南町の児童・生徒の運動能力が高いということですが、毎年実施しておりますが、小学校・中学校でそれぞれ運動能力賞を交付するという制度があります。ある一定のですね、運動能力、詳細は私も把握していませんが、例えば50m走だとか、幅跳びだとかですね、そういう運動記録をですね、測定して県に報告しております。その運動能力賞の交付率がですね、県下で鋸南町は、29年度の数値ですが、45%ということで、生徒の割合に対して45%が運動能力賞の交付を受けたと、ある一定の能力を満たしているということで、その交付率が県下で2位という結果になりました。

また、中学校の方ですが、女子の方は70%の生徒がこの運動能力賞の交付を受けていると、こういうことから、運動能力が高いという答弁をいたしました。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

やはり、何で体力が向上したのかという、食生活とか何とかと、そういう面でのデータがないと、結果だけは良いという結果は出ているけれどもということだと思います。

そういう意味では、鋸南町の子どもが体力・能力が高いという点、これはやはり、その背景をよく調べて、これからの教育にも活かしていけるのではと思うんですね。その辺、またこれから取り組みをして欲しいなど。鋸南町が県下でも高いというのは素晴らしいことなので。

それからユニセフの発表した原則の中では、1から10まで各細部に渡って書いております。1から4までが、子どもそのものに対する色んな権利や守るべきこと、そして5番目にですね、子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備するというのがあります。ここでは、その一つとして、基本方針を策定して公表するというふうになっております。

答弁では、千葉県や国などの指針に則って、協議や認識をして取り組んでいるというふうを受け取れる答弁がありました。これはやはりユニセフで発表されたということを経機に鋸南町の教育委員会でも、独自の基本方針を策定していくということが必要ではないかと考えるのですが、どうでしょうか。これは、課長でも教育長でもどちらでも結構です。

○議長（小藤田一幸）

はい、教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

ただいまの議員の方の質問で、ユニセフの方の行動指針、それを実現するために体制整備を行いなさいと、その中で基本方針の策定、これらがあるということですが、こちら一例を挙げますとですね、中学校の部活動に関してですが、県では今年の6月に「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」というものを改定いたしました。

これはですね、教職員の働き方改革の議論、それがきっかけとなって見直されたものですが、内容を見ますと、子ども達がスポーツに取り組みながら学校外の生活においても多様な経験ができるような運動部活動のあり方を提唱しておりまして、ユニセフの行動指針に賛同する部分もあります。

鋸南町においてもですね、県のガイドライン、また今回発表されましたユニセフの行動指針を参酌して運動部活動に関する方針、これを近々策定する予定となっております。

また、策定後は、速やかに学校にこれを示してですね、子どもの権利を守る取り組みにしていきたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

今、策定する方向で考えているという答弁がありました。やはり前向きな答弁だと思います。国や県でガイドラインや指針を色々作って、それに則って活動しているとは思いますがけれども、やはり独自にきちんとしたものを、内容は同じことがあったって良いと思います。鋸南町により則した基本的なことをきちんと定めて、指針としていくという、これは必要だと思いますので、是非、取り組みを強めて欲しいなど、要望して質問を終わります。

○議長（小藤田一幸）

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

三国幸次君、自席へお戻りください。

◎散会の宣言

○議長（小藤田一幸）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

12月14日は、午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 2 2 分 ……………

平成30年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成30年12月14日 午後2時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 番 田 久 保 浩 通 君 | 2 番 青 木 悦 子 君 |
| 3 番 笹 生 久 男 君 | 4 番 渡 邊 信 廣 君 |
| 5 番 小 藤 田 一 幸 君 | 6 番 緒 方 猛 君 |
| 7 番 鈴 木 辰 也 君 | 8 番 黒 川 大 司 君 |
| 9 番 伊 藤 茂 明 君 | 10 番 笹 生 正 己 君 |
| 11 番 平 島 孝 一 郎 君 | 12 番 三 国 幸 次 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白石 治和 君
教 育 長 富永 安男 君
税務住民課長 平野 幸男 君
地域振興課長 飯田 浩 君
建設水道課長 平嶋 隆 君
監 査 委 員 柴本 健二 君

副 町 長 内田 正司 君
総務企画課長 増田 光俊 君
保健福祉課長 杉田 和信 君
教 育 課 長 福原 規生 君
会 計 管 理 者 寺本 幸弘 君
総務管理室長 安田 隆博 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹生 矩義

書 記 安 藤 睦

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さん、こんにちは。

議員各位には御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小藤田一幸）

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配布しておきました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第1 議案第1号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第1号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

一般職の給料条例の改正は、千葉県人事委員会の勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の第1条関係、1ページを御覧願います。

第1条関係は、平成30年4月1日適用の規定でございます。

第22条は、一般職の職員の宿日直手当を4,200円から4,400円に改め、病院職員については、7,200円から7,400円、10,800円から1万1千円にするものでございます。

第24条、第2項、第1号は、一般職の職員の勤勉手当の12月支給月数を「100分の90」から「100分の95」に改め、平成30年度における勤勉手当の支給月数

を「100分の180」から「100分の185」にするものでございます。

その下の、第2号は、再任用職員の勤勉手当の12月支給月数を「100分の42.5」から「100分の47.5」に改め、平成30年度における勤勉手当の支給月数を「100分の85」から「100分の90」にするものでございます。

2ページを御覧願います。

第5項につきましては、失職や離職をした職員に対し、期末手当を支給しない又は一時差し止めとする場合の規定にかかる関係条文の整備を行うものでございます。

次に、給料表の改正でございますが、新旧対照表の3ページから22ページまで、別表第1において一般行政職給料表を、別表第2においては、医療職給料表の(一)から(三)の改正案をお示ししております。

千葉県人事委員会勧告に基づき、平均改定率0.2%の引上げを行うものでございます。

続いて第2条関係、新旧対照表の第2条関係を御覧願います。最終の所でございます。

第2条関係は、平成31年4月1日から施行の規定でございます。

1ページをお願いいたします。

第23条、第2項は、一般職の職員の期末手当の支給月数について、6月期「100分の122.5」と12月期「100分の137.5」から、それぞれが均等の「100分の130月」とするものでございます。

第3項は、再任用職員に対する期末手当の支給月数について、6月期「100分の65」と12月期「100分の80」から、それぞれが均等の「100分の72.5月」とするものでございます。

第24条、第2項、第1号は、一般職の職員の勤勉手当の支給月数を、「100分の95」から「100分の92.5」に改め、平成31年度における勤勉手当の支給月数を、改正後の平成30年度支給月数と同じ「100分の185」にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を、「100分の47.5」から「100分の45」に改め、平成31年度における勤勉手当の支給月数を、改正後の平成30年度支給月数と同じ「100分の90」にするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第2 議案第2号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第2号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表の1枚目、第1条関係をお願いいたします。

第1条は、平成30年12月1日適用の規定でありまして、特別職の職員の期末手当12月支給月数を「100分の227.5」から「100分の232.5」に改め、平成30年度における期末手当の支給月数を6月支給月数「100分の212.5」と併せて「100分の445」とするものでございます。

続いて、新旧対照表の2枚目、第2条関係をお願いいたします。

第2条は、平成31年4月1日に施行される規定であり、特別職の職員の期末手当6月支給月数「100分の212.5」12月支給月数「100分の232.5」をそれぞれ均等の「100分の222.5」に改めようとするものでございます。平成31年度における期末手当の支給月数も100分の445とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第3 議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議について」御説明申し上げます。

本件につきましては、安房郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正することにつきまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず第4条では、共同処理する事務に関わる改正でございます。

本条の現行の規定につきましては、表の右側でございますが、共同処理事務に関する規定を表形式とし、表の左欄に共同処理事務を、そして表の右の欄には、その共同処理事務を行う市町を標記する形とし、共同処理事務の第1号から第8号までについては、3市1町で、そして、第9号の「ごみ処理広域化事業に係る用地選定及び調査業務に関すること」については、構成市町のうち館山市を除く鴨川市、南房総市及び鋸南町の2

市1町で実施する旨を規定しておりましたが、第9号の当該事務については、今般、隣接する木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の君津地域4市が計画する君津地域広域廃棄物処理事業と2市1町が連携することとなり、本組合の共同処理事務として執行しないこととなったことから、第9号の規定を削除するものでございます。

第1号から第8号までの全ての事業は、3市1町で実施することから、改正案では共同処理する事務を列記する形に改めるものでございます。

次に、第8条の2として、特別議決の規定の削除でございます。

ごみ処理広域化事業を2市1町で実施することを前提に、組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の過半数賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する旨の規定でありましたが、今回削除するものでございます。

次に、第14条第2項の改正でございますが、こちらにつきましては、第4条の共同処理事務に係る規定の改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

なお、この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第4 議案第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
総務企画課長より議案の説明を求めます。
総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

○総務企画課長（増田光俊）

議案第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」御説明申し上げます。
人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため、推薦議案を提出いたします。
推薦しようとする方は、住所 鋸南町勝山353番地の5、氏名 鈴木義康、生年月日 昭和21年10月8日、任期は、平成31年4月1日から3年であり、2期目となるものであります。
なお、資料として、公職歴を御手元に配布してございます。
よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
原案のとおり推薦することに、賛成する諸君の挙手を求めます。
[挙手 全員]

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。
よって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第5 議案第5号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について」

を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第5号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について」御説明いたします。

1ページをお開き願います。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,452万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億8,971万9千円とするものでございます。

11ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

人件費でございますが、千葉県人事委員会勧告に伴い給料・期末勤勉手当・宿日直手当の見直し及び職員採用・昇格や異動に伴う人件費を今回反映させていただきまして、全体では482万6千円の減額をお願いいたしました。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、13節委託料94万円は、庁内LANのサーバーにWSUSの設定を行い、セキュリティーの向上を図るものでございます。

第3目財産管理費、18節備品購入費64万6千円は、道の駅保田小学校に無償提供リースされている電気自動車について、リース期間満了に伴い、取得をしようとするものです。

12ページをお開き願います。

第4目企画費の補正額8万5千円中、8節報償費中、式典謝礼5千円と11節消耗品費4万2千円は、辰野町との友好都市30年を記念した辰野町主催事業にかかる費用を計上いたしました。また8節の報償費中、講師謝礼21万6千円でございますが、防災をテーマに2月23日に講演会を開催しようとするものでございます。13節委託料地域活性化講演会業務委託20万円の減額でございますが、先程の講師謝礼に組み替えを行うためのものでございます。

第2款総務費、第4項選挙費、13ページをお開き願います。

第2目千葉県議会議員選挙費144万8千円は、平成31年4月7日執行予定の千葉県議会議員選挙執行経費について、選挙準備等で3月中に必要な経費を計上いたしました。

第3款民生費、第1項社会福祉費、14ページをお開き願います。

第4目老人福祉センター費、15節工事請負費既存建物改修工事371万6千円は、貸切風呂の建設に伴い既存建物の内外装の改修を行うもの、また空調設備改修工事260万円は1・2階の大広間の空調設備を改修しようとするものでございます。

第9目障害者自立支援給付費、23節償還金利子及び割引料711万円は、平成29年度事業の精算による返還金です。

15ページをお開き願います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金98万2千円は、君津地域との広域廃棄物処理施設建設に向けた準備経費などの事業費負担金でございます。

16ページをお開き願います。

第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金1,161万円は、有害獣の被害が多い小保田南地区に、侵入防止柵の設置にかかる資材費を補助するものでございます。

第6款商工費、第1項商工費、17ページをお開き願います。

第3目観光費、第17節公有財産購入費土地購入費998万円の減額は、競売による土地購入費の確定により減額するものでございます。

第8款消防費、第1項消防費、第2目消防施設費、18節デジタル戸別受信機723万8千円の減額は、事業費の確定によるものでございますが、併せまして県費補助分を緊急防災減災事業債へ財源変更を行いました。

18ページをお開き願います。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、13節委託料507万6千円、15節工事請負費5,847万2千円及び第3項中学校費、第1目学校管理費、13節委託料中の空調設備にかかる217万5千円、19ページをお願いいたします。

続いて、15節工事請負費3,246万5千円、これらは共に熱中症対策として普通教室及び特別教室の空調設備の整備を行おうとするものでございます。

20ページをお開き願います。

第7項学校給食センター費、第1目学校給食センター費、11節需用費修繕料59万9千円は、単独浄化槽の隔壁が破損剥離したことによる修繕費でございます。

続きまして、歳入でございますが、9ページをお開き願います。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目教育費国庫補助金1,337万6千円は、それぞれ小中学校の空調設備設置事業に充当する国の臨時特例交付金でございます。

第14款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金鳥獣被害防止総合対策交付金1,161万円は、歳出で御説明した同事業に充当する県の100%交付金でございます。

第16款寄付金、第1項寄付金、第2目教育費寄付金、2節学校教育費寄付金2万円は、鋸南幼稚園の屋外掛け時計購入費に充当いたします。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金4万9千円の減額は、歳入歳出調整後余剰金が生じたので、財政調整基金からの取崩し額を減額し、今補正後の財政調整基金残高は12億6,940万円の見込みとなります。

10ページをお開き願います。

第5目豊かなまちづくり基金繰入金247万8千円は、都市交流施設直売所前竹林補修工事76万1千円に充当し、また財源の見直しにより当初予算に計上しております佐

久間ダム維持管理事業のうち、パーゴラと手すりの修繕費 1 7 1 万 7 千円に充当いたしました。

第 1 9 款諸収入、第 6 目雑入では、県税取扱費交付金 2 3 万 2 千円と市町村振興宝くじ交付金 6 1 1 万 9 千円を計上いたしました。

第 2 0 款町債、第 1 項町債、第 6 目教育債は、小中学校の空調設備設置事業債で併せて 8, 4 7 0 万円でございます。

第 9 目消防債は、防災行政無線デジタル化事業の事業費確定及び財源変更に伴い、5 8 0 万円の減額をお願いするものでございます。

5 ページをお開き願います。

第 2 表繰越明許費でございます。

第 9 款教育費、第 2 項小学校費小学校空調設備設置事業 6, 3 5 4 万 8 千円、第 3 項中学校費、中学校空調設備設置事業 3, 4 6 4 万円ですが、工事請負期間を 5 ヶ月間と予定しておりますので、年度末では適正な工事期間が取れないため、繰越明許費の設定をお願いしようとするものでございます。

6 ページをお開き願います。

第 3 表地方債補正でございますが、先ほど 2 0 款町債のところでお説明いたしました、小中学校空調設備設置事業に伴う追加、防災行政無線デジタル化事業の決算見込みに合わせて補正をしております。

2 1 ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございますが、表の右下 4 5 億 4, 8 2 5 万 8 千円が平成 3 0 年度末の起債残高見込みとなります。前年度末と比較し 2 億 4, 7 1 8 万 4 千円の増額の見込みとなっております。

2 2 ページからは、給与費明細書となりますので御参照をお願いいたします。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番 田久保浩通君。

○1 番（田久保浩通）

1 8 ページ、1 9 ページにかけてですけれども、教育費の小学校・中学校の空調設備設置工事について質問させていただきます。

小中学校の空調設備工事関係の予算については、それぞれ委託料と工事請負費が計上されていますが、それらの予算は全額、この 5 ページの繰越明許費として計上されています。事業は 3 1 年に実施するということだと思いますが、来年のいつ頃工事の完成を見込んでいるのでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

空調工事の関係ですが、いつ頃完成を見込んでいるかということでございます。本予算の議決をいただきましたら、早速ですね、設計委託業務の発注に向けて、事務の方を進めて参りたいと考えております。そして、年度内に設計を完了し、工事についてもですね、年度内の発注を考えております。

完成の時期につきましては、来年夏頃までには工事が完了するよう進めて参りたいと考えております。しかしですね、この事業はですね、全国的に同時期に実施されるものですので、設計業務・設置工事とも業者の決定、資材の調達等通常通りにはいかないことも想定されます。このような状況ではありますが、確実に進めて参りたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、1番 田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

今年の夏の暑さを考えると猛暑だ酷暑だと言われておりました。来年の夏までに間に合うように努力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点、別件でもう一つ良いですか。

○議長（小藤田一幸）

はい。

○1番（田久保浩通）

エアコンが設置される空調設備ですけれども、機器の始動・停止、これは1カ所に集中するのか、あるいはそれぞれの教室単位で管理するのかお聞きします。

○議長（小藤田一幸）

はい、教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

現時点ではですね、特別教室などですね、常時使っていない教室もございまして、管理の方はですね、教室ごとの管理を考えております。

○議長（小藤田一幸）

他にございましてか。

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

私の方は1点です。17ページの5目ですね、都市交流施設の推進事業費の中ですね、工事請負費76万1千円、直売所前の竹林補修工事ということで、76万1千円計上されています。これについては、指定管理者である共立の方で管理をしておりますけれども、通常であれば維持管理については、指定管理者の方で実施をすべきものではないかなと思ひますが、その中において、協定書がどんなふうになっているのか、協定書に基づいてこの予算も計上されたのかも分かりませんが、その辺の協定書の中身

について、今回計上した理由が分かれば、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

すみません。協定書の方をですね、ただ今、持ち合わせておりませんので、詳細の部分は分からないのですが、一応、町が最初から工事を行って、設置をした部分で、その部分が今回このような形で不具合が出ている部分がございますので、これについては、最初の段階に戻った形の中です、こちらの方で修繕を行うべきということで考えて、今回予算をお願いしたものでございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

結果的に協定書の方の中身が、今のところはっきりしていないということですが、当然であれば協定書に基づいて、普通であれば、この予算計上がされたものかなというふうに思いますけれども、その辺が当初の話の中では、維持管理については、本来であれば、指定管理者の方が実施をするように私は記憶しています。そういうことと合わせて工事請負費となっておりますが、100本中60本が今回枯れてしまったというようなことである。その中において、工事請負費という手法もあるだろうし、本来であれば材料費、賃金をもってやることによって工事費という形よりも、さらに予算の削減ができるのではないかと考えていますので、これはここでどういうことでもありませんけれども、まず基本的には、我々は協定書だとか、そういうものについて本来予算計上をすべきものだというふうに考えていますので、その辺の確認と、今後の予算計上をするについて、少しでも経費が削減できるような方法での対応を検討した上で、予算に計上してもらうことを要望して終わります。

○議長（小藤田一幸）

他にございますか。

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

23ページの一般職のですね、給与関係でお尋ねをしたいと思います。

この表にですね、私が今から言うことが表れているのかどうかということも定かに分かりませんが、私の9月の一般質問の時に、鋸南町の一般職のラスパイレス指数が県下で16番という表示はですね、順番的に出てきました。これは、その時にも言ったように、決して高いのが悪い訳ではなくて、私は良いことだと思っております。ただバランス的に考えてみて、いかがかなという点があります。今年の給与総額的なことは、そういう点から言ってどういう位置付けになっているのか、あるいはそうしようとしているのか、考え方があったらお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

一般職の職員の給料の補正につきましてはですね、千葉県人事委員会勧告に基づいて、今回補正をした部分と、職員の異動等に伴う部分で相対的には減額となったところがございます。今、議員から御質問ございましたラスパイレス指数の関係についてでございますが、前年度においては、101.3ポイントということで100を超えていたという状況でございます。この30年度につきましてはでございますが、ラスパイレス指数の確定がですね、年度末ということで31年3月末でございますので、現時点ではですね、公表はできない訳でございますが、そのラスパイレス指数の計算の方はですね、進めているところがございます。現在の見込みとしては、前年度を下回っていると見込んでいるところがございます。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今の点はですね、私は決して高い低いということは申し上げるつもりはありませんけれど、一般の町民が、もしこういう数字を理解したとするならばですね、この町の立ち位置だとか、町の力だとかですね、そういったことを加味しながら妥当な位置にですね、なるような操作をしていただきたいなど。じゃないと町はということにならんとも限りませんし、その辺は配慮しながら、急には変えられないかも分かりませんが、何年かのうちには妥当な線に持っていくということの配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

他にございますか。

はい、10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

デジタル戸別受信機についてですけど、歳出の17ページになりますけどね、私の地区では、一斉清掃の日に配るから取りに来いということで行きました。そうしたら結構揉めているというか、どうだこうだという話になっていたんですよ。それで表を見せてもらったら、配布済になっていて配布されていない家が随分あるんですよ。表の枠が塗りつぶされていた家が結構の数あったんですよ。それは今、調査中との報告は受けていますけど、どうしてそんなに多くの家を間違えて配布済になったのでしょうか。まだ調査中ならそういう答えで構いません。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただ今の御質問でございますけれども、我々いたしましたはですね、各地区ごとに

ですね、区長さんを通じて希望調査をとった中でですね、事前に、今回の配布以前にですね、土砂災害警戒区域であったり、高齢者世帯であったりですね、既にデジタルの戸別受信機を配布した世帯もございまして、そののですね、配布済世帯と今回新たに配布を要望した世帯とその確認をした上でですね、各区長さんに配布をさせていただいたところでございますが、若干名簿の食い違い等があったとすればですね、その点については、大変申し訳ないと思っておりますが、その辺については、区長さんを通じて確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

あえてここで言ったのは、その数が組によって3人位。15人いない組で3人、4人で塗りつぶしてあったんですよね。それだけ多くの、どの表にも配布済というのがあったので、それだけ多くどうやって間違えたのかなと思って、あえてここで質問させてもらったんですけど。先ほどの確定で金額が決まったから減額になったよということですけども、かなりの数、この数の無線機が、1台5万円ですか、その数が引かれているということですね、そして、次年度にその数が上乘せされるということですので理解してよろしいですか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

今回の補正予算で減額をいたしました理由でございますが、当初からの発注予定の数量は当初予算で計上したものと数量は変わりませんが、入札を行った結果ですね、当初の見積額よりもですね、入札の結果、低い金額でですね、落札がされましたので、その契約の執行残の部分でですね、先の部分を今回減額させていただきました。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がありましたらお願いします。

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第6 議案第6号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第6号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ9万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,959万4千円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

5款保健事業費、3項特別総合保健事業費、1目施設管理費9万円につきましては、給与改定に伴い、職員2名の給料及び期末勤勉手当、共済組合負担金をそれぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金9万円につきましては、給与改定に伴い増額となります人件費の財源として、一般会計から繰り入れを行うための増額補正でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第7 議案第7号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第7号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ177万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,261万6千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、主に介護保険システム改修に係る費用及び保険給付費において、介護予防サービス等諸費の増が見込まれることによる増額補正、また人勤に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、歳出から御説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第2目認定調査費13万円の増額ですが、要介護認定情報の国保連合会等への伝送システムを、厚生労働省のシステムとの整合性を図るため、改修をお願いするものでございます。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費91万4千円及び第4目介護予防サービス計画給付費30万円の増額ですが、要支援1及び2に認定された方における介護保険事業計画で見込みました当該費用を上回り、今後、不足が見込まれますことから補正をお願いするものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者還付金28万

6千円の増額ですが、被保険者の資格喪失により徴収しました保険料を還付するものでございます。

第6款地域支援事業費、第3項包括的支援事業・任意事業費、第1目総合相談事業費9万7千円の増額及び、9ページをお願いいたします。

第2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費3万6千円の増額につきましては、人勸に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

第3目任意事業費1万円の増額は、現在、安房管内3市1町で進めております成年後見制度利用促進会議の弁護士謝礼金をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金24万2千円の増額ですが、歳出第2款の保険給付費の補正額121万4千円の負担率20%を計上いたしました。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金8万9千円の増額ですが、歳出の第2款の保険給付費の補正額121万4千円の補助率7.36%を第3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）3千円の増額は、歳出第6款地域支援事業費、第3目任意事業費における講師謝礼1万円の補助率38.5%を計上いたしました。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金の32万7千円の増額ですが、歳出第2款の保険給付費の補正額121万4千円の負担率27%を計上いたしました。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金15万1千円の増額ですが、歳出第2款の保険給付費の補正額121万4千円の負担率12.5%を計上いたしました。

第2項県補助金、第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1万円の増額は、歳出第6款地域支援事業費、第3目任意事業費における講師謝礼1万円の補助率19.25%を計上しました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金15万1千円の増額ですが、歳出第2款の保険給付費の補正額121万4千円の負担率12.5%を計上いたしました。

第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の13万4千円の増額ですが、歳出第6款地域支援事業費における人勸に伴う人件費の増額負担分13万3千円及び同款第3目任意事業費における講師謝礼1万円の補助率19.25%の1千円を合算計上しました。

第4目その他一般会計繰入金13万円の増額は、要介護認定システム改修費用に対する繰入でございます。

7ページをお願いいたします。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金54万5千円の増額につきましては、歳出に対する不足額を補うため基金の取り崩しをお願いするものでございます。

なお、補正後の基金残高は、2,650万8千円となる予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第8 議案第8号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第8号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

2ページをお開き願います。

実施計画に基づき御説明申し上げます。

はじめに、収益的収入及び支出の支出から御説明いたします。

第1款病院事業費用、第2項医業外費用、第2目雑支出52万6千円の増額補正は、先の9月議会定例会で可決賜りました保田川鋸南病院脇の河川災害復旧工事に係る電線

の仮移設及び原状復旧工事の費用において、工事作業に支障をきたさないよう仮移設する電線を延長する変更が生じたのでお願いするものでございます。

収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第4目その他医業外収益は、県からの補償金として増額費用と同額の52万6千円を計上いたしました。

3ページをお願いいたします。

平成30年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります、平成30年度末における資金残高は、下段の969万6千円と見込んでおります。

4ページから7ページは、平成29年度の損益計算書及び貸借対照表、8ページ、9ページは、平成30年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第9 議案第9号「平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第9号「平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今補正予算は、給与改定等によります職員給与費に係る補正及び平成31年度に予定する水質検査委託に係る債務負担行為の設定が主なものであります。

予算書の2ページをお願いいたします。

実施計画により御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を12万9千円増額し、5億2,247万1千円にしようとするものであります。

内訳であります、第2項営業外収益、第6目雑収益を東京電力の原発事故損害賠償金が確定したことによりまして賠償金12万9千円を増額するものであります。

支出では、第1款水道事業費を126万9千円増額し、4億6,901万7千円にしようとするものであります。

内訳は、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、給与改定及び人事異動等に伴う職員給与費を14万1千円増額し、また加圧所分の修繕費を46万円増額、第2目配水及び給水費では、職員給与費を90万1千円増額し、第4目総係費では、職員給与費を23万3千円減額しようとするものです。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出では第1款資本的支出を10万5千円減額し、2億2,717万3千円にしようとするものであります。

内訳は、第1項建設改良費、第3目浄水施設改修費で、施設改修のための設計業務等の委託料が確定したため、10万5千円を減額しようとするものであります。

3ページをお願いします。

平成30年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、平成30年度末における資金残高は、3億6,656万1千円となる見込みでございます。

4ページ、5ページは、職員の給与費の明細書でございます。

6ページをお願いいたします。

平成31年度に予定いたします浄水施設の水質検査委託に係る見込みの費用265万6千円は、本年度中に競争入札を実施するため、債務負担をお願いするもので、期間は平成30年度から平成31年度までの2年間でございます。

7ページから10ページは、平成29年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表、11ページから13ページは、平成30年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほど御参照願います。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（小藤田一幸）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年第6回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午後3時12分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成31年3月5日

議 会 議 長 小藤田 一幸

署 名 議 員 田久保 浩通

署 名 議 員 笹生 正己